

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	390	その他	知事会	九州地方知事会	内閣官房、国土交通省	B 地方に対する規制緩和		社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1にマイナンバーを活用できる事務が掲げられているが、その別表に記載されていない法律の中にも、番号法別表第一に記載されている法律と同様の手続となるものがあることから、それらの事務も対象とするよう、別表への掲載を求める。 〔特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律〕(国交省) 〔特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律〕(国交省)に係る事務等	【改正の必要性】個人番号は、将来的には幅広い行政分野で活用することも念頭に置きつつ、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、番号法第9条第1項別表第一で個人番号を利用できる事務が列挙されている。これらの列挙された事務では、例えば、住民票や所得証明など添付書類が提出不要となるが、現状では、別表第一に挙げられていない社会保障等に関する法律で行われている事務で、同様に住民票や所得証明など添付書類を求めている事務がある。例えば、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務については、番号法別表第一項第19「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」と同様の添付書類を申請者に求めることになっている。申請の根拠法の違いから添付書類の要・不要が混じることは住民の混乱を招くため、このような事務について番号制度の対象事務とすることを求める。	6【内閣官房】 (3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号利用事務(9条1項)及び特定個人情報の提供制限の例外となる事務(19条7号)に、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)に基づき地方公共団体が供給する賃貸住宅の管理に関する事務を追加する。
26年	569	医療・福祉	都道府県	神奈川県	内閣官房、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定措置法第28条第4項	特定接種の登録事務について県や市町村に必要な条件を定めることができるという規定を使い、登録事業者との調整をすべて県及び保健所設置市に任せてしまっているため、協力の範囲を明確化し、適切な運用とする。	県や市町村に協力を求めることができるという規定を利用し、特定接種にかかると登録事業者との調整を全て県や保健所設置市に任せてしまっている状況であり、膨大な業務であることから、非常に混乱が生じているため、役割の明確化を図る必要がある。 例えば、特定接種の接種率は、約3,700事業所のうち、440件で、県・保健所設置市が照会する中で、事業所から制度に対する意見、要望等があり調整が発生し業務が増えている。特定接種の登録の可否といった質問が多いので、今後の登録者の調整は、国において行っていただきたい。	
26年	296	産業振興	都道府県	三重県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和		国際戦略総合特区にかかると区域指定方法の運用見直し	国際戦略総合特区の区域指定は、地番に基づいて行われているので、市町の区域に基づく指定となるよう運用を見直す。	【支障事例等】 国際戦略総合特区において、区域拡大申請を行った後に、既指定区域の法人から、既指定区域の隣地へ建物を拡張(増設)する計画の申し出があったが、隣地を追加申請するタイミングに間に合わず、結果として、この法人が投資促進税制を活用することができない事例があった。国際戦略総合特区の区域指定は既存事業者の工場敷地を地番指定しているため、工場を指定地番以外へ拡大する場合や、新たに同事業を手掛ける事業者が現れた場合は、円滑に特区制度を活用することができない。 【制度改正の必要性】 このため、区域指定の段階では市町区域の指定とするよう運用を見直し、事業計画認定申請の段階において区域を限定するなど柔軟に対応できるようにすれば、産業クラスターの形成につながる。	6【内閣官房】 (2)総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (1)総合特別区域法(平23法81)の区域指定について、地方公共団体から合理的な理由をもって申請がある場合には、市町村区域での指定が可能であることを速やかに地方公共団体へ通知するとともに、市町村区域での指定に関する相談に関しては、事業の推進に支障のないよう積極的に対応する。
26年	350	産業振興	都道府県	徳島県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和		総合特別区域基本方針 総合特区推進調整費の使途等に関する基準について	総合特区推進調整費の使途について縛りを外し、地域の判断で自由に活用できるものとする。 ※事業予算の補完的な役割としてではなく、各総合特区に枠配分していただき、その中で特区目標実現のための事業に、弾力的に活用できることとしていただきたい。	【支障事例】 当該調整費の使途については、現行制度では、各省の既存の予算制度を活用した上でなお不足する場合に補完するものとなっているため、既存の予算制度に基づかない新規の取組に対応できない。 関係府による予算措置の対応方針の検討を待つこととなり、迅速な事業執行ができない。 補助要件が既存の補助制度と同様となり、重点化を図るなど独自の財政支援ができない(既存の補助制度にとらわれない弾力的な財政支援を図ることとした趣旨) 複数年の継続的な取組が必要な事業に対応できないなどの隘路が生じている。 【対応策】 総合特区のポイントは、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで財政支援も含め、総合的に支援するという点にあるにもかかわらず、現状ではせっかく総合特区として区域指定を受けていても、財政的な支援措置については、まず既存の各省の予算制度の活用により対応をする必要があり、当該制度の縛りの中で、動いていかなければならない(補助事業であれば、年度毎に交付申請→交付決定→事業執行→事業報告といった手順を踏む必要がある)し、また各予算制度を縦割りで連携したパッチワーク的な対応となっている。 総合特区の事業は1年のみで完結する事業ではないため、総合特区の目標実現に向けて、調整費を複数年に渡って使えるよう規制緩和することで、地方の実情に応じた柔軟かつ継続性をもった財政支援が行えることとなる。	
26年	392	産業振興	知事会	九州地方知事会	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和		総合特別区域基本方針 総合特区推進調整費の使途等に関する基準について(平成23年8月23日付府地活第126号)	課題解決型医療機器等開発事業などに総合特区推進調整費を活用した場合にも、課題解決型産業機器等開発事業などと同様に、切れ目無く計画に必要な範囲の調整費の交付を求めるもの	【改正の必要性】現在、大半では産学官で連携しながら、特区推進調整費を活用し、在宅用人工呼吸器の開発に取り組んでおり、当該開発プロジェクトは平成25年度からスタート(国の24年度補正予算「課題解決型医療機器等開発事業」を本体事業として活用)し、3か年分の開発計画について了承を受けている。しかしながら、初年度の事業終了に伴い、新年度の活用要望を提出したが、国の了承が得られず、空白期間が生じているため、人件費の負担等事業者の負担が増大しているほか、試作に必要な材料の購入ができず、試作機の製作ができないなど、開発計画の遂行に支障がでており、このままでは当初計画の変更を余儀なくされる恐れがある。 よって、本体事業の予算制度と同様に、開発計画の承認をもって計画期間中の予算を担保し、開発の空白期間を無くし、開発計画の円滑な遂行を可能にするよう要望する。なお、現行制度においても毎年度の評価と実地調査は実施されるため、必要に応じた計画の変更・修正は可能であると思われる。	6【内閣官房】 (2)総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (V)認定総合特区計画に盛り込まれた複数年計画の事業に関し、事業実施主体が切れ目なく事業を推進できるよう、当該事業を支援する関係府省において、所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行うとともに、これによっても支援が不足する場合には、関係府省の予算制度で対応が可能となるまでの間、総合特区推進調整費が活用できることを、関係府省及び指定地方公共団体に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	812-1	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取 県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する 規制緩和	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「届出」制度の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なもの、 「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」済み、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に閣と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はなす事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】閣と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	6【内閣官房】 (2) 総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (iii) 国際戦略総合特別区域計画の認定(12条10項)及び地域活性化総合特別区域計画の認定(35条10項)に係る法に定める認定事項(12条2項又は35条2項)以外の届出を求めている事項について、関係者向け文書で明文化する。
26年	812-2	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取 県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する 規制緩和	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なもの、 「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」済み、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に閣と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はなす事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】閣と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	6【内閣官房】 (2) 総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (ii) 規制の特例措置に関する提案(10条及び33条)は通年で受け付けていることや、総合特別区域に指定された地方公共団体からの提案数及び要望を踏まえて効率的かつ効果的に閣と地方の協議を行うなど、提案の実現に向けて最大限努力すること、地方公共団体に通知する。
26年	812-3	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取 県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する 規制緩和	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なもの、 「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」済み、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に閣と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はなす事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】閣と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	6【内閣官房】 (2) 総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (iv) 国際戦略総合特別区域支給予付金(28条)及び地域活性化総合特別区域支給予付金(56条)の融資対象時期に、3月及び翌年度予算の成立を条件として翌年度の4・5月を追加する。さらに、事業者推薦の申請受付については、4・5月の融資を対象とした受付時期を追加する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	812-4	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取 県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する 規制緩和	総合特別区域 法第35条第7 項、第37条、総 合特別区域法 施行規則第31 条等	国際戦略総合特 別区域及び地域 活性化総合特別 区域にかかる規制 緩和について (1)総合特区計画 の変更に係る内閣 総理大臣認定事 項の範囲及び運 用上の「届出」制度 の明文化 (2)規制の特例措 置に係る「国と地 方の協議」や金融 上の支援措置の 集中受付期間の 回数増 (3)現行対象外と なっている3～5月 までの融資実行分 も金融上の支援措 置の対象とすること などの制度の運用 改善 ※以下地域活性化 総合特別区域を 例として記載する が、国際戦略総合 特別区域についても 同様の措置。	(1)地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2)上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3)融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の關係で、融資予定目までに認定を待たず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なものも、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」済み、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に閣と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はな事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。【(2)について】国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められなくても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的な遂行に支障を来している。	【再掲】 6【内閣官房】 (2)総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (4)国際戦略総合特区支援利子補給金(28条)及び地域活性化総合特区支援利子補給金(56条)の融資対象時期に、3月及び翌年度予算の成立を条件として翌年度の4・5月を追加する。さらに、事業者推薦の申請受付については、4・5月の融資を対象とした受付時期を追加する。
26年	298	その他	都道府県	福島県	内閣官房、総務省 (消防庁)	B 地方に対する 規制緩和	武力攻撃事態 等における国民 の保護のための 措置に関する法 律第34条第5項 及び第8項	国民保護計画の 変更に係る内閣 総理大臣への協議 の廃止	都道府県が国民保護計画を作成、変更する際は、あらかじめ総務大臣を経由して内閣総理大臣への協議が義務付けられているが、この協議を廃止する。	【根拠条文】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第34条第5項 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。  【提案事項・支障事例】 各都道府県の国民保護計画を変更する際、現状では、総務大臣・内閣総理大臣への協議(年に1度の閣議決定)を経ることとされており、その変更作業は内閣府から示されるスケジュールに沿って進めることとなっている。 年に一度の閣議決定に間に合わない変更内容は、計画に具備することができず、次の閣議決定まで待つことができないため、適宜時期を捉えた変更が困難な場合がある。 このことから、国民の生命、身体及び財産を保護するための計画の変更を迅速に決定できるよう、協議を不要としていただきたい。 なお、同じく国民の生命、身体及び財産を保護する目的で策定している地域防災計画は、平成23年度に第1次一括法により内閣府総理大臣への協議が不要とされたことから、都道府県の国民保護計画も内閣府総理大臣等への協議を不要とし、速やかな策定・変更を行うことができるようにしていただきたい。	6【内閣官房】 (1)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16法112)(総務省と共管) 都道府県知事が都道府県の国民の保護に関する計画を変更するときに、年1回、協議の機会を設けるなど、都道府県が当該計画を適時に見直すことができるよう対応。
26年	74	産業振興	都道府県	山梨県	内閣官房、内閣府	A 権限移譲	中心市街地の 活性化に関する 法律第9条第1 項	中心市街地活性化 基本計画の認定 権限の都道府 県への移譲	中心市街地活性化基本計画の認定の権限を内閣府から都道府県へ移譲する。	【現行制度の課題】 中心市街地活性化基本計画については、市町村が作成し、内閣総理大臣が認定しており、法律上の都道府県の位置付けは、基本計画策定後における支援のみである。 しかし、中心市街地は、当該市町村の中心であるばかりでなく、周辺市町村も含む広域圏の中心であることから、その活性化は広域的な視点からとらえるべき課題である。 【制度改正の必要性】 基本計画は、当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものでなければならず、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい、魅力ある中心市街地の形成が図られるためには、地域の実情に応じた取り組みが不可欠であり、そのための基本計画の認定は、地域の特性、実情を熟知し、今後の課題を十分に把握した都道府県が認定すべきと考えられる。 さらに、基本計画の認定が移譲されることにより、計画の策定、変更への対応も迅速になり、刻々と変化する地域の状況を反映した、より効果的な計画の実施が可能となるものである。 【懸念の解消策】 認定においては、国の基本方針を踏まえて行い、国へは当該計画を報告することにより、移譲が可能と考える。	
26年	248	産業振興	都道府県	広島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する 規制緩和	中心市街地の 活性化に関する 法律第9条第1 項	市町村が作成する 中心市街地活性化 基本計画に係る 内閣総理大臣の 認定の廃止	中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 中心市街地の活性化に関する法律は、地域のまちづくりに密接に関連するものであり、市町村で完結できるようにすることで、市町村の自主性・自立性の確保、計画実行までの効率化に繋がる。 第1次一括法による見直しは、同法第9条第2項の一部のみを廃止するもので、市町村の計画を国が認定するという体系は変わっていない。本県内で基本計画の認定を受けた1市においては具体的な問題は生じていないが、現行の制度体系では、今後の基本計画策定において、市町村の自主性・自立性が確保されず、まちづくりに対する創意工夫等が活かされない等の支障事例が生ずることが懸念される。 本県内で認定を受けた1市では、事前調整を経た上で認定申請を行った後に認定までに1か月余りを要しており、認定の廃止により当該期間の短縮効果も見込まれる。 【懸念の解消】 基本計画策定後の支援措置等に係る関係府省との調整は引き続き必要と考えるが、現在も実施している事前協議等により担保されると考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	953-1	医療・福祉	知事会	中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知) 「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(H26.4.1厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働事務次官通知)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とする。	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。  《地域子育て支援拠点事業》 開設時間や職員の配置基準等の要件緩和 【支障事例】 ・A市では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。 【提案実現の効果】 ・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。  《放課後児童クラブ》 利用児童数の下限等の要件緩和 【支障事例】 ・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。 【提案実現の効果】 ・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の質向上が期待される。	
26年	953-2	医療・福祉	知事会	中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知) 「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(H26.4.1厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働事務次官通知)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とする。	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。  《地域子育て支援拠点事業》 開設時間や職員の配置基準等の要件緩和 【支障事例】 ・A市では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。 【提案実現の効果】 ・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。  《放課後児童クラブ》 利用児童数の下限等の要件緩和 【支障事例】 ・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。 【提案実現の効果】 ・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の質向上が期待される。	6[厚生労働省] (2)放課後児童健全育成事業 放課後児童健全育成事業の補助要件について、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度から、10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とするよう見直す。
26年	290	消防・防災・安全	指定都市	京都市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条 建築基準法第85条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条	災害時の応急借上げ住宅に係る入居に関する事務の簡素化	応急借上げ住宅の供与期間の延長について、現在、1回につき「1年以内」とされているものを、複数年とすることができるようにする。	【支障事例等】 応急借上げ住宅(いわゆる「みなし仮設」)は、被災者(入居者)、市町村(受付窓口)、都道府県(賃借人、不動産業者、賃貸人の5者間で契約書等の多くの書類を往復する煩雑な手続となり、被災自治体の負担となる。 特定非常災害の場合は、2年を超えた場合でも、応急仮設住宅の延長が特別に認められているが、供与期間の延長は1回につき1年以内とされているため、複数回の延長が必要となり、みなし仮設ではその度に契約更改が必要となる。 「応急借上げ住宅(みなし仮設)」は民間の一般的なアパートなどを借り上げて使用するため、応急仮設住宅とは異なり、既に建築基準法を満たした建築物であることから、1年を超える期間の延長を一層に認めることも、安全上、防火上及び衛生上の問題は生じないのではないかと考える。 みなし仮設の供与期間の延長に係る事務については、被災地はもとより、例えば、東日本大震災の被災者を市営住宅(みなし仮設と位置付け)において受け入れている本市においても、毎年、供与期間の延長の可否決定等を行うなどの事務を行う必要がある。 【制度改正による効果】 入居期間の複数年決定などの事務の簡素化に配慮した制度の見直しを行うことで、被災者の住まいの確保に要する時間の短縮、手続きの負担軽減につながることも、行政の事務負担も軽減される。 また、行政の事務負担の軽減により、他の災害対応業務に労力をまわすことができるため、復興に向けたスピードアップにつながるかと考えている。	
26年	385	消防・防災・安全	知事会	九州地方知事会	内閣府、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第2条第1項第2号のト 建築基準法第85条	応急仮設住宅の入居期間の延長	応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを行うこと	【支障】九州北部豪雨災害では48世帯145名が応急仮設住宅に入居し、復旧工事が終了していないなどの理由により、入居期限までの退去が困難な者が21世帯71人いる。(H26.4調査) 【制度改正の必要性】応急仮設住宅の入居期間は2年間(災害救助法に基づく告示で、建築基準法第85条第4項に定める期間)であり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第2条に規定する「特定非常災害」に指定されれば、同法第8条に基づき許可の期間を延長することが認められている。しかし、九州北部豪雨災害は指定されなかったため、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて入居期間を延長できるよう制度を見直しをほしい。 入居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強いため、地元を離れたくないとの意見が多い。 被災地域は民間賃貸住宅が少なく、公営住宅も不足している状況である。また持ち家志向も強く、住宅再建に向けた準備は進められているが、期限までの退去が難しい。 入居期間が延長されれば、自宅再建までの間の仮住まいを探さなくても済むため、入居者の経済的・精神的負担が少なくなり、安心して生活再建ができる。 県では被災市と協力し、入居者が住み続けることができるよう、建築基準法に適合するよう仮設住宅の基礎改修を行ったうえで、住居として提供する。 なお、被災者生活再建支援法による加算支援金の申請期間は37か月以内である。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	108	その他	中核市	金沢市	内閣府	A 権限移譲	特定非営利活動促進法第9条	特定非営利活動法人の所轄事務を中核市へ移譲	現行の特定非営利活動促進法に定める所轄庁は、都道府県の知事又は指定都市の長とされているが、ここに中核市の長を加えることで、事務権限を移譲したい。	【支障事例】 特定非営利活動法人については、現行の所轄庁は都道府県知事又は指定都市の長とされていることから、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人は約170あるにもかかわらず、各団体の特徴や得意分野、その他具体的な活動実態を十分把握できていないと見えず、本市と協働してまちづくりに取り組みNPO法人が固定化することで、本市の協働事業がマンネリ化・硬直化する傾向にある。 また、都道府県のように法人化を目指すNPO及びNPO法人からの「法人化に関する相談・認可(変更)申請・事業報告等が皆無のため、「各団体の顔が見えづらい」ほか、団体や法人に関する情報を県のHP等を通じて「断片的にしかり取得できない」など、団体の一元的・総体的な管理が不可能なことで、団体との連携不足や事務処理上のタイムロス等が生じている。 【制度改正による効果】 権限移譲により、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人に関する情報を一元・相対的に管理することで、各団体の特徴を活かした協働事業が展開可能となり、NPO法人の知識や経験をまちづくりに活かせるようになる。 また、相談・申請等に対応する中で、本市職員の「NPO法や協働に関する知識の習得」、「協働意識の醸成」等が一層図られることも期待され、本市の重点施策である「自立した市民と協働したまちづくりの達成」に近づくとともに、県と本市との協働のまちづくりに関する知識や意識の一体感が醸成される。 さらに、各団体の特性を活かしたマッチング(連携)事業が行えるほか、現在必要とされる関係各所への情報確認・把握にかかる時間が不要となり、機を逸することなく、団体への働きかけができる等効果的な連携事業の計画・実施も容易になる。	5【内閣府】 (2)特定非営利活動促進法(平10法7) 特定非営利活動法人の設立認証等を担う所轄庁の権限(9条)については、条例による事務処理特例制度による運用状況や都道府県、中核市等の意見を踏まえつつ、中核市への移譲について検討し、必要な措置を講ずる。
26年	632	その他	都道府県	長崎県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	特定非営利活動促進法第59条第2号	NPO法人仮認定申請に係る設立後経過年数の延長	特定非営利活動促進法において、仮認定特定非営利活動法人の申請ができる法人は設立から5年を超えない法人に限られている。平成27年3月31日までに申請する場合は経過措置により、5年を経過した法人もとどされているが、今後とも設立後5年を超える法人も仮認定申請ができるよう法改正を求める。	【支障・制度改正の必要性】 認定特定非営利活動法人になるためには、収入金額に占める寄附金の割合が20%を超えること、又は年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上といった「PST基準」を満たす必要があるため、この基準が要件となっていない仮認定特定非営利活動法人制度は、今後、幅広い人々の寄附をはじめとした支持を業め活動を実施していくとする特定非営利活動法人にとっては、重要な支援制度となっている。仮認定申請は、特定非営利活動促進法第59条第2号の規定により、設立の日から5年を経過しない法人に限られているが、現在は、平成27年3月31日までの経過措置により5年を超える法人も申請が可能となっている。特定非営利活動法人の支援充実のため、5年を経過しても、仮認定特定非営利活動法人制度を利用できるよう法改正を求めたい。 仮認定申請及び相談のある法人は、ほとんどが設立後5年を超えている。仮認定申請であっても、基準を満たす運営に到達するまではある程度の活動期間が必要であり、設立後5年を超える法人のニーズは高いと考える。 ＜本県の状況＞ 仮認定特定非営利活動法人 3団体 仮認定の時期 設立後7年経過1法人 8年経過1法人 10年経過1法人 現在仮認定の相談があっている法人 5法人 うち設立後5年を経過している法人 4法人	
26年	162	医療・福祉	都道府県	鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法59条、61条(児童福祉法第6条)	子ども子育て支援事業における要件緩和	子ども子育て支援新制度のなかで「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業が実施できるように、子ども子育て支援法第59条に定める「地域子ども子育て支援事業」において、市町村の裁量が必要と考える事業を組み込むことが出来るよう、対象要件を緩和する。	森のようちえんとは、自然体験活動を軸にした子育て・保育や乳幼児期教育の総称で、国内でも広がりを見せているが、既存の保育所・幼稚園、さらには子ども子育て支援新制度の枠組みにない。このため、市町村の子ども子育て支援事業計画(法第61条)において、広がりつつある森のようちえんに入所する児童が計上されず、保護者のニーズ等現状を踏まえた総合的な子ども子育て支援のための計画にならないという支障が生じる。 1990年代にスタートが始まったもので、以後自然環境を活用した保育(幼児教育)として世界に広がっており、北欧等では制度化も進み、公的補助や専門指導者の養成プログラムも確立されている。鳥取県と長野県の実施団体を事例対象に、「森のようちえん」における幼児の発達について調査・分析したところ(鳥取大学へ委託)、身体性、精神性、知性、社会性ともに好ましい発達が得られたとの結果が出ている。 これらを受けて、本県では、全国に先駆けて「森のようちえん」の運営費補助等の支援を行うとともに、平成25年度から、官民協働で「森のようちえん認証制度」について検討し、H27年4月からの創設を目指しているところ。 この「森のようちえん」を地域子ども子育て支援事業のひとつとして確立することになれば、都市部にはない、自然豊かな地域の特色を活かした子育て支援として、移住定住の促進や地域の活性化につながる。	
26年	296	産業振興	都道府県	三重県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域法第8条第2項 総合特別区域法施行規則第9条第1項	国際戦略総合特区	国際戦略総合特区の区域指定は、地番に基づいて行われているので、市町の区域に基づく指定となるよう運用を見直す。	【支障事例等】 国際戦略総合特区において、区域拡大申請を行った後に、既指定区域の法人から、既指定区域の隣地へ建物を拡張(増設)する計画の申し出があったが、隣地を追加申請するタイミングに間に合わず、結果として、この法人が投資促進税制を活用することができない事例があった。国際戦略総合特区の区域指定は既存事業者の工場敷地を地番指定しているため、工場を指定地番以外へ拡大する場合や、新たに同事業を手掛ける事業者が現れた場合は、円滑に特区制度を活用することができない。 【制度改正の必要性】 このため、区域指定の段階では市町区域の指定とするよう運用を見直し、事業計画認定申請の段階において区域を限定するなど柔軟に対応できるようにすれば、産業クラスターの形成につながる。	6【内閣府】 (1)総合特別区域法(平23法81)(内閣官房と共発) (イ)総合特別区域の市町村区域での指定について、地方公共団体から合理的な理由をもって申請がある場合には、市町村区域での指定が可能であることを速やかに地方公共団体へ通知するとともに、市町村区域での指定に関する相談に関しては、事業の推進に支障のないよう積極的に対応する。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	350	産業振興	都道府県	徳島県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域基本方針 総合特別区域推進調整費の使途等に関する基準緩和について	総合特別区域推進調整費の使途等に関する基準緩和	総合特別区域推進調整費の使途について縛りを外し、地域の判断で自由に活用できるものとする。 ※事業予算の増完的な役割としてではなく、各総合特別区域に枠配分していただき、その中で特区目標実現のための事業に、弾力的に活用できることとしていただきたい。	【支障事例】 当該調整費の使途については、現行制度では、各省の既存の予算制度を活用し上ではなお不足する場合に補完するものとなっているため、既存の予算制度に基づかない新規の取組に対応できない。 関係府省による予算措置の対応方針の検討を待つこととなり、迅速な事業執行ができない。 補助要件が既存の補助制度と同様となり、重点化を図るなど独自の財政支援ができない(既存の補助制度にとらわれない弾力的な財政支援を重点化することしたい趣旨) 複数年の継続的な取組が必要な事業に対応できないなどの隘路が生じている。 【対応策】 総合特別区域のポイントは、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで財政支援も含め、総合的に支援するという点にあるにもかかわらず、現状ではせっかく総合特別区域として区域指定を受けていても、財政的な支援措置については、まず既存の各省の予算制度の活用により対応をすることが必要であり、当該制度の縛りの中で、動いていかなければならない(補助事業であれば、年度毎に交付申請→交付決定→事業執行→事業報告といった手順を踏む必要がある)し、また各予算制度を絡ぎ合わせたパンチワーク的な対応となっている。 総合特別区域の事業は1年のみで完結する事業ではないため、総合特別区域の目標実現に向けて、調整費を複数年に渡って使えるよう規制緩和することで、地方の実情に応じた柔軟かつ継続性をもった財政支援が行えることとなる。	
26年	392	産業振興	知事会	九州地方知事会	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域基本方針 総合特別区域推進調整費の使途等に関する基準について(平成23年8月23日付府地活第126号)	総合特別区域推進調整費の申請手続きの簡素化	課題解決型医療機器等開発事業などに総合特別区域推進調整費を活用した場合にも、課題解決型医療機器等開発事業などと同様に、切れ目無く計画に必要な範囲の調整費の交付を求めるもの	【改正の必要性】現在、大分県では産学官で連携しながら、特区推進調整費を活用し、在宅用人工呼吸器の開発に取り組みしており、当該開発プロジェクトは平成25年度からスタート(国の24年度補正予算「課題解決型医療機器等開発事業」を本体事業として活用)し、3カ年分の開発計画について了承を受けている。しかしながら、初年度の事業終了に伴い、新年度の活用要望を提出したが、国の了承が得られず、空白期間が生じているため、人件費の負担等事業者の負担が増大しているほか、試作に必要な材料の購入ができず、試作機の製作ができないなど、開発計画の遂行に支障がでており、このままでは当初計画の変更を余儀なくされる恐れがある。 よって、本体事業の予算制度と同様に、開発計画の承認をもって計画期間中の予算を担保し、開発の空白期間を無くし、開発計画の円滑な遂行を可能にするよう要望する。なお、現行制度においても毎年度の評価と実地調査は実施されるため、必要に応じた計画の変更・是正は可能であると思われる。	6【内閣府】 (1)総合特別区域法(平23法81)(内閣官房と共管) (v)認定総合特別区域計画に盛り込まれた複数年計画の事業に関し、事業実施主体が切れ目なく事業を推進できるよう、当該事業を支援する関係府省において、所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行うとともに、これによっても支援が不足する場合には、関係府省の予算制度で対応が可能となるまでの間、総合特別区域推進調整費が活用できることを、関係府省及び指定地方公共団体に通知する。
26年	812-1	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1)総合特別区域計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2)規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3)現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要な「軽微な変更」として行われ、運用で行われている事務届への「届出」制度を明文化すること。 (2)上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3)融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なもの、軽微な変更として明確になり、事務届への「届出」ですすみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る必要はなく事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務届への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の要素に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答未だに届出を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	6【内閣府】 (1)総合特別区域法(平23法81)(内閣官房と共管) (ii)国際戦略総合特別区域計画の認定(12条10項)及び地域活性化総合特別区域計画の認定(35条10項)に係る法に定める認定事項(12条2項又は35条2項)以外の届出を求めている事項について、関係者向けの文書で明確化する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	812-2	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取 県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する 規制緩和	総合特別区域 法第35条第7 項、第37条、総 合特別区域法 施行規則第31 条等	国際戦略総合特 別区域及び地域 活性化総合特別 区域にかかる規制 緩和について (1) 総合特区計画 の変更に係る内閣 総理大臣認定事 項の範囲及び運 用上の「届出」制 度の明文化 (2) 規制の特例措 置に係る「国と地 方の協議」や金融 上の支援措置の 集中受付期間の 回数増 (3) 現行対象外と なっている3～5月 までの融資実行分 も金融上の支援措 置の対象とすること などの制度の運用 改善 ※以下地域活性 化総合特別区域を 例として記載する が、国際戦略総合 特別区域についても 同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なものは、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」済み、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に閣と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はなく事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要な事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】閣と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	6【内閣府】 (1) 総合特別区域法(平23法81)(内閣官房と共管) (ii) 規制の特例措置に関する提案(10条及び33条)は通年で受け付けられていることや、総合特別区域に指定された地方公共団体からの提案数及び要望を踏まえて効率的に閣と地方の協議を行うなど、提案の要項に効て最大限努力すること、地方公共団体に通知する。
26年	812-3	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取 県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する 規制緩和	総合特別区域 法第35条第7 項、第37条、総 合特別区域法 施行規則第31 条等	国際戦略総合特 別区域及び地域 活性化総合特別 区域にかかる規制 緩和について (1) 総合特区計画 の変更に係る内閣 総理大臣認定事 項の範囲及び運 用上の「軽微な 変更」の「届出」制 度の明文化 (2) 規制の特例措 置に係る「国と地 方の協議」や金融 上の支援措置の 集中受付期間の 回数増 (3) 現行対象外と なっている3～5月 までの融資実行分 も金融上の支援措 置の対象とすること などの制度の運用 改善 ※以下地域活性 化総合特別区域を 例として記載する が、国際戦略総合 特別区域についても 同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なものは、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」済み、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に閣と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はなく事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要な事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】閣と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	6【内閣府】 (1) 総合特別区域法(平23法81)(内閣官房と共管) (iv) 国際戦略総合特別区域支援利子補給金(28条)及び地域活性化総合特別区域支援利子補給金(56条)の融資対象時期に、3月及び翌年度予算の成立を条件として翌年度の4・5月を追加する。さらに、事業者推薦の申請受付については、4・5月の融資を対象とした受付時期を追加する。
26年	812-4	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取 県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する 規制緩和	総合特別区域 法第35条第7 項、第37条、総 合特別区域法 施行規則第31 条等	国際戦略総合特 別区域及び地域 活性化総合特別 区域にかかる規制 緩和について (1) 総合特区計画 の変更に係る内閣 総理大臣認定事 項の範囲及び運 用上の「軽微な 変更」の「届出」制 度の明文化 (2) 規制の特例措 置に係る「国と地 方の協議」や金融 上の支援措置の 集中受付期間の 回数増 (3) 現行対象外と なっている3～5月 までの融資実行分 も金融上の支援措 置の対象とすること などの制度の運用 改善 ※以下地域活性 化総合特別区域を 例として記載する が、国際戦略総合 特別区域についても 同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なものは、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」済み、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に閣と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はなく事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要な事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】閣と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	【再掲】 6【内閣府】 (1) 総合特別区域法(平23法81)(内閣官房と共管) (iv) 国際戦略総合特別区域支援利子補給金(28条)及び地域活性化総合特別区域支援利子補給金(56条)の融資対象時期に、3月及び翌年度予算の成立を条件として翌年度の4・5月を追加する。さらに、事業者推薦の申請受付については、4・5月の融資を対象とした受付時期を追加する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	415	消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	A 権限移譲	災害対策基本法第71条	災害対応法制の見直し(災害時の従事命令等の権限の都道府県知事から指定都市の市長への移譲)	指定都市の市長には応急措置の実施義務があるが、従事命令等の権限は、災害対策基本法第71条により都道府県知事に限定されている。応急措置に係る従事命令等の権限を指定都市の市長にも移譲する。また、国における広域支援の枠組みの検討に当たっては、指定都市も支援の主体とするともに、指定都市の意見を反映する。	【支障事例】 東日本大震災では、発災直後から食料、飲料水等が買ひ占められ、物資不足が問題となった。物資の保管命令を発せられるのは都道府県知事となり、指定都市の市長にはその権限がないため、迅速かつ適切な対応が取れない。 【制度改正の必要性】 応急措置に係る従事命令等の権限についても、その対応能力を有し、現場に密接した災害応急活動を行う指定都市において権限を行使できるようにすべきである。 指定都市は多くの住民を抱えるとともに物流拠点も多く、発災直後に物資の流通をコントロールするためには、指定都市の市長も物資の保管命令の権限を持つ必要がある。 【制度改正による効果】 指定都市は人口が集中した地域であり、災害が発生すると被災者数も基本になる。一方で、指定都市は消防、まちづくり、住宅などの分野で災害に対応できる能力をフルセットで有しており、指定都市が迅速に災害対応に当たることにより被害を最小限に食い止めることが可能になる。	
26年	731	消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第86条の2から第86条の5まで	災害対応時における包括的な適用除外措置	災害対応に係る平常時の規制の適用除外にあたっては、災害対策基本法第86条の2から86条の5に規定された限定的な適用除外ではなく、包括的な適用除外措置を規定すべき	【制度改正の必要性】 平成26年の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る平常時の規制の適用除外が新たに規定された(第86条の2～86条の5の新設)が、個別法レベルの規定率に留まっている。 災害は、いつも新しい顔、違う顔でやって来る。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。しかし、平常時の規制は、法律だけでなく政令で無数に定められている。 緊急時対応の場面において、政令を含めた一連の規制をクリアするためには、“包括的な”適用除外措置が可能となるような仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 現場の最前線に立つ地方公共団体による迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、法律及び政令を一時停止・緩和するような包括的な規定、緊急時対応の規定を設けるべき。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)39ページにおいては、今後重点的にとりくむべき事項の一つとして、各種規制に係る災害時の緩和について言及している。 【支障事例】 東日本大震災における石油不足 → このような非常時に際しては、緊急輸入のために製品規格(成分基準)を緩めることも考えていただけないか(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格緩和)	
26年	749	消防・防災・安全	中核市	豊橋市	内閣府、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	国民の命を守ることを最優先に、第二次救急医療機関や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかわらず単独での移転が推進されるよう、南海トラフ地震対策特措法第12条及び第16条の規定の見直しを図ること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。 また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側には、約80人が入所する特別養老ホームが存在している。 これらの施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、津波避難対策緊急事業計画を作成し、同法に基づいた国の補助の特例や集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能であるが、単独での高台移転は特例の対象外となっている。 しかしながら、これらの施設の周辺には住居が無く、もしくは住居が少なく、集団移転促進事業の対象にはならない立地状況となっている。こうした民間の重要施設(要配慮者施設)の移転促進は、災害時の医療ネットワークを中心とした対応能力の確保、入所者の命の確保を進めるのに必要な措置であるため、要配慮者施設が単独で高台移転が行えるよう、同法第12条及び第16条の規定の見直しを図る必要がある。	
26年	813	その他	都道府県	兵庫県、和歌山県、徳島県	総務省、内閣府	B 地方に対する規制緩和	官報及び法令全書に関する内閣府令第1条「地方自治事項」の官報掲載について(平成19年2月21日総務省第24号総務省大臣官房総務課長通知)	地方自治事項の官報掲載事項の掲載廃止	地方自治事項の官報掲載業務を廃止すること。 ＜官報掲載事項＞ ①条例の制定又は改廃(義務を課し、権利を制限するものに限る)、②地方税法第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申し立てに対する決定等の要旨、③長の選挙結果、④特別法の住民投票結果、⑤人事異動、⑥都道府県等の主たる事務所の設置又は変更	【現行】 「官報及び法令全書に関する内閣府令」では、第1条において、官報では地方自治事項を掲載するものとされている。 【支障事例】 官報掲載事項については、総務省あて紙原稿で3部送付することとなっている。特に人事異動については、国の行政機関等に係る職員と併せて官報に掲載されるため、発令日から1週間以内に原稿送付をしなければ掲載されないなど、事務処理上時間の制約がある。 【改正の必要性】 官報記載事項については県公報に掲載することで、住民等関係者への周知は行えるものであり、HPで全てどこからでも県公報閲覧が可能となっている現在においては、官報に掲載する意義は薄く、従って、事務の効率化の観点から、官報掲載事項の掲載廃止(義務付けの廃止)を提案する。 ＜官報掲載事項報告件数＞ H23: 6件、H24: 9件、H25: 4件(いずれも選挙結果及び人事異動)	6【内閣府】 (3)「地方自治事項」の官報掲載(総務省と共管) 「地方自治事項」の官報掲載については、地方公共団体に官報掲載義務がないことを改めて明確化する。 [指蓋済み/平成26年8月6日付総務大臣官房総務課通知]
26年	519	医療・福祉	都道府県	神奈川県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	3歳未満児の給食に関する法律等に基づき文部科学省と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準	認定こども園における給食の外部搬入の拡大	認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。	認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。 幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受け入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	



年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	708	医療・福祉	一般市	安城市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和	幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満三歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。	現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。 子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。 そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。 なお、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけでなく、幼保連携型認定こども園も追加することにより、対応できる場合はそちらで対応をお願いしたい。	
26年	790	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項について、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参照すべき基準」に見直すこと。	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参照すべき基準」に見直すこと。	【支障事例】 児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。 乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設がある。 都市部において、土地不足や資料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。 【改正による効果】 地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。	
26年	912	農地・農業	都道府県	埼玉県	内閣府	A 権限移譲	地域再生法第13条、汚水処理施設整備交付金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち汚水処理施設整備交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 生活排水処理施設整備構想を効果的に実施することが可能。	
26年	77	医療・福祉	中核市	松山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲	平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可については、中核市が行うこととされるが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認可についても中核市の所管とされた。	【制度改正の経緯】 現在、都道府県の所管である認定こども園の認定に関する事務の内、子ども子育て支援新制度における改正後の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、幼保連携型認定こども園については、中核市が行うこととされており、平成26年3月28日事務連絡により他の類型の認定こども園については、地方自治法第252条の17の2により条例の定めるところにより市町村が処理することができるようになったところである。 【具体的な支障事例等制度改正の必要性】 認定こども園の全ての類型は、新制度において、市町村から給付を受ける施設型給付の対象となるため、確認に関する事務は、市町村が行うこととなる。認定と確認に関する事務は共通する部分もあり、一体的に行う方が、事業者、自治体双方にとって利便性があり、条例による権限移譲により、解決するものであるが、周辺市町村などが、統一して活用することにはならないと考えられ、返って事業者にとっては、複雑なものになると思われる。 【権限移譲の具体的な効果】 条例によらず、権限移譲を行うことにより、少なくとも中核市ごとに権限が異なるということがなくなり、認定こども園に関する事務の一層の簡素化により、新制度の目的の一つでもある認定こども園の普及を図ることができる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
26年	422	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A	権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	【制度改正を必要とする理由】 平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、併せて移譲を求めている私立幼稚園の設置認可等の権限移譲を受けることにより、上記の総合的な施策実施がより効果的になされることとなる。 【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に存置され、認定権者が異なることから二重行政となる。 具体的には、保育所型認定こども園については、児童福祉法上の認可権限は指定都市が有するにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有し、地方裁量型認定こども園については、児童福祉法上の認可外保育施設としての届出は指定都市に対して行うにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有する。そのために、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならないと煩雑である。 子ども・子育て支援新制度では、地域の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を有しないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。		
26年	666	医療・福祉	指定都市	堺市、大阪府	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A	権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限の移譲	都道府県が持つ幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を指定都市に移譲する。	【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に存置され、類型によって認定権者が異なることになる。 そのため、認定こども園に係る事務を指定都市が一体的・包括的に実施することができず、待機児童解消に向けた常給調整等の地域の実情に応じた計画的な施策が実施できない。 また、市内の私立幼稚園及び民間保育所を対象に、子ども・子育て支援新制度にかかる移行調査を実施したが、事業者の方から、類型の違いにより認可主体に差があることについて分かりにくいとの指摘がある。このことについては大阪府と共通認識。 【制度改正の必要性】 住民に身近で高度な専門能力を有し子育てや教育に関する広範な事務を実施している指定都市が、認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 なお、まずは事務処理特例の活用状況を踏まえて権限移譲を進めるといふ2段階の移譲とされているが、指定都市等においては当該事務を実施する能力を一律に有しており、特別な地域性を考慮すべき内容ではないことから、法令によって移譲すべきものとする。	
26年	862	医療・福祉	指定都市	さいたま市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A	権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限の移譲	県が持つ「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限を市に移譲する	「子ども子育て支援新制度」においては、「幼保連携型認定こども園」は指定都市に権限が委譲されることとなるが、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園の認定権限は県に残る。施設の移行を考える幼稚園事業者などが、認定こども園の類型によって相談窓口が異なることは非効率的であり、利便性をもたせたい。類型を越えた認定こども園への移行を推進する上で窓口を一本化することが必要と考える。	
26年	74	産業振興	都道府県	山梨県	内閣官房、内閣府	A	権限移譲	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項	中心市街地活性化基本計画の認定権限の都道府県への移譲	中心市街地活性化基本計画の認定の権限を内閣府から都道府県へ移譲する。	【現行制度の課題】 中心市街地活性化基本計画については、市町村が作成し、内閣総理大臣が認定しており、法律上の都道府県の位置付けは、基本計画策定後における支援のみである。 しかし、中心市街地は、当該市町村の中心であるばかりでなく、周辺市町村も含む広域圏の中心であることから、その活性化は広域的な視点からとらえるべき課題である。 【制度改正の必要性】 基本計画は、当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものでなければならず、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるべきであり、魅力ある中心市街地の形成が図られるためには、地域の実情に応じた取り組みが不可欠であり、そのための基本計画の認定は、地域の特性、実情を熟知し、今後の課題を十分に把握した都道府県が認定すべきと考える。 さらに、基本計画の認定が移譲されることにより、計画の策定、変更への対応も迅速になり、刻々と変化する地域の状況を反映した、より効果的な計画の実施が可能となるものである。 【懸念の解消策】 認定においては、国の基本方針を踏まえて行い、国へは当該計画を報告することにより、移譲が可能と考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	248	産業振興	都道府県	広島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項	市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定の廃止	中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 中心市街地の活性化に関する法律は、地域のまちづくりに密接に関連するものであり、市町村で完結できるようにすることで、市町村の自主性・自立性の確保、計画実行までの効率化に繋がる。第1次一括法による見直しは、同法第9条第2項の一部のみを廃止するもので、市町村の計画を画が認定するという体系は変わっていない。本県内で基本計画の認定を受けた1市においては具体的な問題は生じていないが、現行の制度体系では、今後の基本計画策定において、市町村の自主性・自立性が確保されず、まちづくりに対する創意工夫等が活かされない等の支障事例が生ずることが懸念される。 本県内で認定を受けた1市では、事前調整を経た上で認定申請を行った後に認定までに1か月余りを要しており、認定の廃止により当該期間の短縮効果も見込める。 【懸念の解消】 基本計画策定後の支援措置等に係る関係府省との調整は引き続き必要と考えるが、現在も実施している事前協議等により担保されると考える。	
26年	260	消防・防災・安全	指定都市	相模原市、浜松市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲	現行、自衛隊への派遣要請は都道府県が行うこととされているが、災害現場の状況を直接知りうる基礎自治体であり、かつ、都道府県と同等の規模能力を有する指定都市へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 近年のゲリラ豪雨など、局地的、即時的な自然災害が増加している状況を踏まえると、人命が脅かされる災害が発生し、それが市町村の対応能力を越えることが明白になった場合、広域調整を経ずして、災害現場の状況を知りうる市町村がいち早く災害派遣要請を行うことができるよう、自衛隊法を改正すべきであるとする。 それを基本としながら、以下の考え方により、まずは指定都市にその権限を移譲する必要があると考える。 指定都市は基礎自治体である一方で、道府県と同等の権限を有していること。 日ごろから、訓練等を通じ、自衛隊、警察、医療機関等との情報の共有や連携を円滑に遂行できる環境を整えていること。 指定都市には、道府県による出先機関などの行政支援機能がほとんど置かれておらず、また、土木事業をはじめ、災害時の対応につながる事業についても、指定都市がその多くを行っていることから、道府県が指定都市の状況を把握し難い状況にあると考えられること。	
26年	430	消防・防災・安全	中核市	郡山市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与	浸水被害による住民の孤立化、雪害における道路の除雪などの地域のみが直接的に把握できる被害に限定し、市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるよう権限を付与し、都道府県へは事後報告とする。	【提案事項・制度改正の必要性】 自衛隊法第83条第1項に「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のために必要であると認められる場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。」と示されている都道府県知事の自衛隊への災害派遣の要請権限について、浸水被害による住民の孤立化、大雪による雪害において道路の除雪等を速やかに行う場合などに限定し、災害救助活動をより迅速かつ的確に行うため、地域の被災状況を最も把握し、警察、消防等関係機関との連携により、市民の生命、身体及び財産を守る被災市から直接、自衛隊の派遣を要請できるよう権限を移譲すること提案する。 詳細については別紙あり。	
26年	628	消防・防災・安全	都道府県	長崎県	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	自衛隊に対する災害派遣の要請手続きの都道府県知事から市町村長への権限移譲	自衛隊への災害派遣の要請手続きを、都道府県知事から直接市町村長まで拡大する権限移譲	【支障・制度改正の必要性】 現状では、自衛隊法第83条第1項により、災害発生後、人命・財産の保護のために必要がある場合、市町村長が都道府県知事に依頼し、自衛隊への災害派遣を要請することが原則となっている。しかしながら、市町村合併も進展し、区域が広域化するとともに、災害の種類が多様化、大型化している中で、より迅速に効率的に対応するためには、市町村長の権限として、直接災害派遣を要請することができるが求められると考える。 台風や大雨などの風水害はある程度の予測・準備の対応は可能であるが、地震や大規模な事故などの対応は特に緊急性を要するので、避難勧告、避難指示の権限を有する市町村長の判断のバックボーンとなるものとする。 市町村長へ権限を拡大しても、同時に都道府県知事への通知や報告を行うことで、都道府県の応援や協力体制も可能になるものとする。	
26年	683	消防・防災・安全	指定都市	横浜市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条 災害対策基本法第68条の2	自衛隊の災害派遣要請権限の全市長への移譲	市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるようにし、派遣要請は都道府県に事後報告することとする。	【制度改正の必要性】 大規模災害発生時には、72時間以内の人命救助に象徴されるように、迅速な応急対策が求められる。 【制度改正による効果】 事態を最も把握している現場の被災市の市長である市長から、取りまとめ役の県を経由することなく、直接、自衛隊に対して災害派遣を直接要請できる権限が付与されれば、大規模災害発生時の通知事務の簡素化や迅速な派遣要請の実施につながり、住民の生命を守るための救助活動等も、より迅速な対応となることが見込まれる。 【懸念の解決策】 なお、本提案は、災害対策法の前提である「地方公共団体による広域的な対応を行っても解決できない場合」を崩しておらず、要請をするときは、既に地方公共団体では対応できない状況で、迅速性や事務の効率化を最優先に考えるべきであることから、都道府県知事のみが災害派遣を要請を行う合理的な理由はない。また「要請が集中する」との懸念については、そのような状態は甚大な被害が想定される災害であり、権限移譲による弊害ではなく、むしろ画において情報収集が遅くなる要因となるのではない。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	414	消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	A 権限移譲	災害救助法第2条	災害対応法制の見直し(救助の主体権限を都道府県知事から指定都市の市長へ移譲)	救助の主体が都道府県知事に限定され、その委任を受けない限り、指定都市の市長は救助に主体的に当たれないため、指定都市の市長を救助の主体に位置付ける。	【支障事例】 原則として都道府県知事が救助を行い、市町村長がその補助を担うが、東日本大震災は、この仕組みで対処できるものではなかった。 県がプレハブ仮設を1,505戸整備するのに、発災から86日を要した。仮に市がこれを担った場合、発災から約50日での整備が可能であった。 【制度改正の必要性】 局所的な災害が発生し、被災者を直ちに救助しなければならないときに、県に報告し、委任を受ける暇がない。 避難所開設や給食等の期間延長は都道府県から国へ申請する手続きを踏まなければならない。被災者に対する食料供給等に支障を来すおそれがあるなど。 災害時の救助の実施は迅速かつ的確な対応が求められるため、対応能力のある指定都市は、県を介することなく自立的・自発的に救助にあたることのできるようすべきである。 災害は局所的なものも想定されるため、指定都市の市長も権限を有するのが効率的・効果的である。 【制度改正による効果】 役割分担を見直すことは、救助活動等における選択肢を拡大するものであり、住民の生命や財産を守る上で非常に有効である。 災害対応をはじめ多様な能力を有する指定都市を救助の主体に位置付け、権限を合わせて保有することは地域住民のニーズ等を踏まえた自立的、自発的な活動を可能にする。 指定都市は災害に対応できる能力をフルセットで有しており、指定都市が迅速に災害対応に当たることにより被害を最小限に食い止めることが可能になる。	【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) 都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務を委任することは現行規定上も可能であり、災害救助法の適用後速やかに救助が実施できるよう、あらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で、委任する救助の内容やどのような場合に委任するのかを定めておくことが有効であることを、地方公共団体に通知する。
26年	677	消防・防災・安全	指定都市	横浜市	内閣府	A 権限移譲	災害救助法第4条・18条・21条	救助の主体権限を指定都市市長へ移譲、救助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化	災害救助法における指定都市の権限強化、救助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化	【制度改正の必要性】 災害時に市が主体的な役割を担い、緊急かつ迅速に対応するためには、災害救助法において、指定都市が道府県と同様の権限を持つことが必要であるが、災害救助法等に規定されている救助の種類だけでは、対応しきれない状況であり、また、救助の程度における費用限度額についても、現在の費用水準からかけ離れている。 対象・費用を拡充するとともに、被災自治体の判断により現物給付か現金給付かを選択できるようにすることが必要である。 【提案事項】 経費は、道府県を経由して求償することとなっているが、求償内容の確認等は、国から道府県を通じて求償した指定都市に依頼があり、その間の余分な事務負担と処理時間の増加が生じているため、地方分権の観点からも指定都市で要した救助経費について、直接国に対して求償できる制度とすることが必要である。	【再掲】 【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) 都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務を委任することは現行規定上も可能であり、災害救助法の適用後速やかに救助が実施できるよう、あらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で、委任する救助の内容やどのような場合に委任するのかを定めておくことが有効であることを、地方公共団体に通知する。
26年	684	消防・防災・安全	指定都市	横浜市	内閣府、警察庁	A 権限移譲	災害対策基本法第76条第1項 災害対策基本法施行令第33条第1項及び第2項	緊急通行車両の確認(通行許可)権限の指定都市市長への移譲	現在、緊急通行車両の許可は、政令市で判断できず、各事業所が知事又は都道府県公安委員会に申請を行うこととなっている。災害時の緊急通行車両の確認権限を指定都市にも付与すること。	【提案事項】 災害時においては、緊急通行車両の許可の手続きについて迅速な対応が求められることから、規模・能力のある政令指定都市も窓口となり、緊急通行車両の許可について判断を行うことができるようにすべきであると考えます。 【制度改正の必要性】 また、実際の災害の状況によりどのような車種が必要になるか、その際にどの車両が使用可能であるか、発災後初めて分かるものであり、緊急車両として申請が必要な車両は、事前にすべてを予測し得るような性質のものではなく、「事前届出制度」で全てを対応できると結論づけるには限界がある。 また、今後の震災時の対応についても、例えば民間の運送会社等を利用する際に、今現在、どの車両が本市近辺に在りており、使用可能であるかは、発災の際にわかることであり、事前の申請のみでは対応できない事態も容易に想定される。 【支障事例】 東日本大震災においては、本市に対して被災地から救援要請があり、迅速な対応が求められた。物資の搬送や本市職員の応援派遣に際し申請を行ったが、その申請の度に手続きを行わなければならない。事前届出を行っていない車両に関しては審査が省略できないなど、申請確認に時間を要した実態がある。この権限が本市にあれば、さらに迅速な対応ができたと考えます。 結果として14件の申請を行ったが、その中には災害対策用の車両のみならず、被災地からの要請に応じ、給水車や市営バスの車両等を活用するなど、想定とは異なる車両も活用している。 【制度改正の効果】 このように、発災時には混乱が生じ、申請確認に時間がかかることが想定されるが、仮に権限が指定都市にあれば、より迅速かつ多様な応援派遣等の実施が可能となる。	
26年	732	消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第3項 災害救助法施行令第3条	災害救助法に係る救助の程度、方法及び期間の決定権限の地方委任	災害救助法について、救助の程度、方法及び期間については、地方の主体的な判断で決定できるようにすべき	【制度改正の必要性】 災害救助法第4条第3項では、救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は政令で定めるとされている。同法施行令第3条第1項では、内閣総理大臣が定める基準に従い都道府県知事が定めるとされ、同条第2項では、内閣総理大臣の定める基準での救助の実施が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で定められることとされているが、地域の実情に応じた救助を、地方公共団体が主体的に、かつ、より迅速に実施する必要がある。 【支障事例】 同法に基づく応急救助の内容等については、内閣総理大臣による一般基準が定められている。災害の態様に応じ、この一般基準では適切な救助を実施することが困難な場合は、国と相談の上、特別基準の設定が可能とされており、国の見解としては、現行制度においても被災地の実情に応じて弾力的な運用が可能とされているところ。 しかしながら、特別基準の協議等による国の関与が、地方公共団体による迅速かつ適切な災害救助の支障となっている。 【懸念の解消策】 国による関与は、例えば、精算監査等の事後チェックで救助の実施を確認することにより、事後的に責任を果たせるのではないかと。 【制度改正の内容】 地方が地域の実情に応じた主体的に救助できる仕組みを検討すべき。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)16ページにおいては、各種救助に関する実施基準において、地方公共団体が個々の災害に適切に対応できるよう、より使い勝手の良い制度に改めるべきである旨言及されている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	459	土木・建築	都道府県	神奈川県	内閣府、国土交通省	A 権限移譲	道路法12条	直轄国道の整備や保全に関する計画並びに工事の実施(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る道路の整備及び保全(除雪を含む。)に関する計画や工事の設計、施工及び施行管理に関する事項を都道府県・指定市に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。住民に身近な地方自治体が管理を行うことにより、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととしたい。	
26年	460	土木・建築	都道府県	神奈川県	内閣府、国土交通省	A 権限移譲	道路法32条	直轄国道の管理に関する許認可等(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る許認可等に関する権限を都道府県・指定市に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。住民に身近な地方自治体が管理を行うことにより、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととしたい。	
26年	697	土木・建築	都道府県	大阪府	内閣府、総務省、国土交通省	A 権限移譲	地方交付税法第10条(普通交付税の額の算定)、第11条(基準財政需要額の算定方法)等	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における直轄国道の移管路線の財源措置について、維持管理費は、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずるとされているところ。移管にあたっては、従前の管理水準を確保するため、上記の交付税による措置額と、現在の維持管理に関する所要額との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。	【現状】 「事務・権限移譲の移譲等に関する見直し方針について」(H25.12.20閣議決定)に基づき、権限移譲における移管路線の維持管理費に対する財源措置については、全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見書にて言及しているように、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、維持管理に要する費用について歳入歳出面にわたって適切かつ明確な財政措置を講じること、事業費に応じた交付税措置を講ずることにより、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行うことを求めているところ。 【支障事例】 移管路線の維持管理に関する措置額は、既管理路線の維持管理にも影響を及ぼすこととなるが、現行の交付税措置では、全国一律の算定方法により基準財政需要額を算出しており、大阪府下の対象路線においては、交通量も多く、都市部の特殊性等から、従前の管理水準を確保するための所要額が措置されない可能性がある。 【制度改正の必要性】 まずは、閣議決定に基づく交付税措置に関し、維持管理に関する所要額が確保されていることを判断するため、移管路線における、現状の維持管理に係る費用の提示を受ける必要がある。	
26年	769	土木・建築	都道府県	兵庫県	内閣府、国土交通省	A 権限移譲	道路法第12条、第13条、河川法第9条	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みの構築	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みを構築すること。	【現行】 現在、国との間で直轄道路・河川の管理権限を段階的に移譲しているが、維持管理費についての財源措置が適切に行われるか不明確な状況である。 【制度改正の必要性】 道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから、総合的な対応が困難な状況であるが、都道府県では防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など、総合行政主体として各種事業を展開しており、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなるとともに、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 【改正による効果】 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるため、直轄国道・河川について、交付金による財源措置を講じた上で、移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	891	その他	都道府県	埼玉県	内閣府	A 権限移譲	特定地域再生 事業費補助金 交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち特定地域再生事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介して市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求め理由】 少子高齢化や産業振興に関しては、本県においても重要課題として取り組んでおり二重行政となる恐れが大きい。さらに、事業の実施において、地域特性を活かすことが効果の増大に寄ると考えられるため、情報を把握する都道府県に移管することが望ましい。	
26年	368	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	A 権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。これらの取り組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取り組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況を把握することができないため対象を重点化する事ができず、また指導・助言する権限がないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料でやっているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	4【警察庁】 (1)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業者等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	684	消防・防災・安全	指定都市	横浜市	内閣府、警察庁	A 権限移譲	災害対策基本法第76条第1項、第33条第1項及び第2項	緊急通行車両の確認(通行許可)権限の指定都市長への移譲	現在、緊急通行車両の許可は、政令で判断できず、各事業所が知事又は都道府県公安委員会に申請を行うこととなっている。災害時の緊急通行車両の確認権限を指定都市にも付与すること。	【提案事項】 災害時には、緊急通行車両の許可の手続きについて迅速な対応が求められることから、規模・能力のある政令指定都市も窓口となり、緊急通行車両の許可について判断を行うことができるようにすべきであると考え。 【制度改正の必要性】 また、実際の災害の状況によりどのような車種が必要になるか、その際どの車両が使用可能であるかは、発災後初めてわかるものであり、緊急通行車両として申請が必要な車両は、事前にすべてを予測し得るような性質のものではなく、「事前届出制度」で全てを対応できると結論づけるには限界がある。 また、今後の震災時の対応についても、例えば民間の運送会社等を利用する際に、今現在、どの車両が本市近辺に在り、使用可能であるかは、発災の際にわかることであり、事前の申請のみでは対応できない事態も容易に想定される。 【支障事例】 東日本大震災においては、本市に対して被災地から救援要請があり、迅速な対応が求められた。物資の搬送や本市職員の応援派遣にあたり申請を行なったが、その申請の度に手続きを行わなければならない。事前届出を行っていない車両に関しては審査が省略できないなど、申請確認に時間を要した実態がある。この権限が本市にあれば、さらに迅速な対応ができたと考え。 結果として14件の申請を行ったが、その中には災害対策用の車両のみならず、被災地からの要請に応じ、給水車や市営バスの車両等を活用するなど、想定とは異なる車両も活用している。 【制度改正の効果】 このように、発災時には混乱が生じ、申請確認に時間がかかることが想定されるが、仮に権限が指定都市にあれば、より迅速かつ多様な応援派遣等の実施が可能となる。	
26年	745-1	その他	都道府県	東京都	内閣府(消費者庁)	A 権限移譲	消費者安全法第40条、第44条、第45条 消費者安全法施行令第9条	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲	消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。	【現在の制度】 平成24年8月に改正され、平成25年4月に施行された消費者安全法において、同法第2条第5項第3号に規定する財産に関する事故等が発生した場合における報告徴収・立入調査の権限が、当該自治体の同意を前提に地方自治体に委任されることになった。 【制度改正の必要性】 現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が国に留保されており、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応の妨げになっている。例えば、都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事業者が「すき間事業」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することになり、その間に消費者被害が拡大することが懸念される。 そこで、消費者安全法による国からの権限の委任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令を行うことができるよう、並行権限を付与していただきたい。 また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業に限られている。このため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないことから、その対象を当該地方自治体の区域外に所在する事業者まで拡大していただきたい。 これにより、調査から事業者処分まで一貫した迅速な対応が可能となり、消費者の財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。	4【消費者庁】 (1)消費者安全法(平21法50) (ii)多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対する勧告(40条4項)及び命令(40条5項)については、現行制度の下で共同調査の実施など国と地方の連携を強化しつつ、希望する都道府県に権限を付与することについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	745-2	その他	都道府県	東京都	内閣府(消費者庁)	A 権限移譲	消費者安全法第40条、第44条、第45条 消費者安全法施行令第9条	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲	消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。	【現在の制度】 平成24年8月に改正され、平成25年4月に施行された消費者安全法において、同法第2条第5項第9号に規定する財産に関する事故等が発生した場合における報告徴収・立入調査の権限が、当該自治体の同意を前提に地方自治体に委任されることになった。 【制度改正の必要性】 現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が国に留保されており、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応の妨げになっている。 例えば、都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事業者が「すき間事業」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することになり、その間に消費者被害が拡大する恐れがある。 そこで、消費者安全法による権限の委任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令を行うことができるよう、並行権限を付与していただきたい。 また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業者に限られている。このため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないことから、その対象を当該地方自治体の区域内に所在する事業者まで拡大していただきたい。 これにより、調査から事業者処分まで一貫した迅速な対応が可能となり、消費者の財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。	4【消費者庁】 (1)消費者安全法(平21法50) (1)希望する都道府県等に権限が付与されている、事業者に対する報告徴収及び立入調査等(施行令第9条)については、当該都道府県等の区域内に所在する事業者にも拡大する。
26年	128	その他	都道府県	岩手県	内閣府(消費者庁)	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政活性化基金管理運営要領第2(4)③	地方消費者行政活性化基金の活用要件に係る義務付けの廃止	H27年度以降の基金活用の要件から「自主財源化計画の策定」を撤廃すること。	【制度改正の必要性】 地方公共団体の事業予算については、単年度ごとに財政状況、施策の優先順位等を勘案し、議会の議決を経て措置されているものであることから、基金活用後において、それまで基金の活用により充実・強化した地方消費者行政の体制について維持・充実を求めている「自主財源化計画」の策定を基金等活用の要件とすることは、財源措置を要する地方公共団体に対し不当な義務付けをするものである。仮に要件を定めるとすれば、基金活用期間の消費者行政の活性化の方針等を示す地方公共団体の計画の策定とすべきである。	
26年	129	その他	都道府県	岩手県	内閣府(消費者庁)	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2(1)	地方消費者行政活性化基金の特例適用要件に係る義務付けの廃止	基金等活用期間延長の特例の適用要件とされている「基金等活用経過後においても地方公共団体の取組として基金等を活用して整備した体制を維持・強化すること」を、平成25年度から毎年度首長が施政方針演説等で対外的に表明することを撤廃すること。	【制度改正の必要性】 基金等活用期間を延長するための特例要件である首長表明は、地方公共団体に対する不当な義務付けである。要件については、消費者行政に係る事業について予算化することが、地方公共団体の十分な意思表明になると考えられる。仮に要件を定めるとすれば、消費者行政の活性化の方針等を示す地方公共団体の計画の策定や地方公共団体の総合計画又は個別計画で「消費者行政の維持・充実を定めること」等に止めるべきである。 【支障事例】 本県においては、特例適用を希望したものの、首長が平成25年度末に改選されたため、首長表明を行う機会がなかった市町村があったほか、以下のとおり要件に該当しないと判断された事例がある。 ①消費者の安全と安心を確保するため、啓発活動に継続的に取り組んで参ります。「啓発活動」は「消費者行政」の一部分。「啓発活動」が「消費者行政」であれば要件クリア ②消費者行政については、…出前講座の開催や情報提供など積極的に推進して参ります。「(基金活用後)」に当たる文言なし。「これからも」「継続的に」等が加われば要件クリア	6【消費者庁】 (1)地方消費者行政活性化基金 地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間の特例については、地方公共団体による消費者行政関係予算の確保等に向けた自主的な取組を促進するための仕組みであり、その趣旨及び特例の適用を促すための具体的な表明方法について、地方公共団体に改めて周知する。
26年	388	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府(消費者庁)	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政活性化基金管理運営要領	地方消費者行政活性化基金に係る活用期限の廃止	自治体の状況に応じた相談員の設置及びそれに付随する相談体制の整備ができるよう、関係する事業メニューの新規開始時期の期間制限を廃止すること 定期的或いは継続的に相談員の専門性の維持ができるよう、レベルアップ事業の活用期間を廃止すること	【支障】地方消費者行政活性化基金の活用については、同管理運営要領に事業メニュー毎に基金の活用期間及び新規事業が開始できる期間が定められている。消費者行政は、本格的な取組が始まったばかりの行政分野であり、県内市町村では同基金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体も多い。これらの自治体においては、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置を進めていく必要がある。しかしながら、相談員の設置は、自治体の財政状況によるところが大きく、財政面の調整等に時間を要する。また、他方では相談員の確保自体も容易でなく、その養成も併せて進めていかねばならず、それにも時間を要する。 活用期間が設定されることにより、一定の事業促進効果が期待されることは否定しないものの、持続的な体制を構築し上で相談員を設置するためには、自治体にとっては期限の設定は支障となる。また、自治体間で相談員設置開始の時期(期限以前か以後か)による負担の不公平感も発生する。 加えて、相談員が、複雑・多様化する消費生活相談に対応するためには、定期的に知識を蓄えていく必要があるが、事業メニューの活用期限終了後は、一律にすべて自主財源で賄わなければならない。自治体の財政状況によっては相談員の専門性の維持が困難となる。 なお、地域の詳しい実情については、別紙のとおり。 【制度改正の必要性】基金事業の一環としての活用期限を廃止し、活用期間を柔軟なものとする。また、自治体の実情に応じた持続的な体制を構築し、相談員の設置促進が図られるとともに、複雑・多様化する消費生活相談に対応できる専門性を維持していくことが可能となる。	
26年	687	その他	指定都市	横浜市	内閣府(消費者庁)	A 権限移譲	地方消費者行政活性化基金交付要綱	国が県に設置する地方消費者行政活性化基金の指定都市への設置	国が県に設置する地方消費者行政活性化基金の造成について、指定都市にも造成することを可能にする措置	【現状】 地方消費者行政活性化基金(消費者庁所管)を財源としている事業は、基金の造成主体は県となっている。県に基金があることで、国との調整等は県がとりまとめる行うもの、県に設置された基金のうち、どの程度本市が活用できるかが、国から県に交付された時点ではわからず、事業の確実性が担保されないため、地域の実情に応じた効果的な施策展開を迅速かつ計画的に行うことができない。また基金の積み増し等が行われた場合、各市町村ごとの活用額がすぐにには判明しないため、結果として市町村の予算計上のタイミングを逃すこととなり、対応が遅れる場合がある。 【効果】 基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の数量による主体的かつ弾力的な取組を計画的に行うことが可能となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	368	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	A 権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針の通り、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地として取り組むべきエネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。これらの取組みより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【制度的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・職場等でのエネルギー診断事業を推進しているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】求める措置の具体的内容にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	【4【金融庁】 (1)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業所等)が一都道府県の区域内のみにあるものに限る。】に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見取りを行うつ、実施主体や国の関係等との協力について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	71	産業振興	都道府県	山梨県	経済産業省、総務省	A 権限移譲	産業競争力強化法第113条	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を経済産業省から都道府県へ移譲する。	【制度の概要】 創業支援事業計画は、産業競争力強化法第113条において、市町村が、民間事業者や経済団体、金融機関等と連携して、これを策定し、主務大臣の認定を受けることとされている。 【制度改正の必要性】 本県では、商工会議所、商工会連合会等の経済団体と、地銀、信金、信組、政府系等の金融機関及び県等が一堂に会し、毎月一度、創業や新たな産業分野への参入等に係る県内企業の経済活動等について情報共有を図っており、このように地域の実情を把握している県が計画を認定することが適切であり、一体的な創業支援につながる。この取組みについては、H22から開始し、それぞれの機関が有する支援ノウハウや支援制度の効果的な活用等を図る中、県内企業の新分野へのチャレンジ等を支援してきたが、特に本年度からは、県や地元金融機関、経済団体等が出資している創業支援基金を活用し、創業を推進するため、この連携組織の中に特別なチームを設けて支援することとしており、今後も別途創業支援事業計画を国が認定するのであれば、一体的な運用に支障が生じる。 【本県の状況】 連携を図るべき民間事業者等が当該市町村の区域を越えて活動を行っていることが多く、また、特に経済団体等によっては県の区域での活動が盛んになっていることから、計画の認定が進んでいない状況にある。 【懸念の解消策】 市町村で策定する計画については、県へ認定権限を移譲することで、創業を促す技術シーズや、これをサポートする支援機関、政策リソースなどの効率化が図られ、現下の重要課題である開業率の向上に資することが期待される。	【4【総務省】 (2)産業競争力強化法(平25法98)(経済産業省と共管) (1)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (2)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	391	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、総務省	A 権限移譲	産業競争力強化法第113条、第114条、第137条 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 第41条～第45条	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	産業競争力強化法第113条に基づいて市町村が作成する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	【支障】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と入念な事前調整を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後認定取得を希望する市区町村からの相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担が発生のおそれがある。また、平成26年4月に中小企業庁が発行した「産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドライン」によれば、申請の事業受付から認定までの所要期間は2ヶ月以上とされており、この期間中は素案を提出した市区町村内の創業者が法に基づく優遇措置を受けられない可能性がある。場合にによっては支援継続の条件が優遇措置の対象外となってしまうおそれがある。さらに、本法に基づく創業支援計画は、市区町村が主体的に地域内の創業の促進を計画・実施するという画期的な制度であるが、多くの市区町村にとっては創業支援に正面から取り組む初めての機会となるため、頻繁に計画変更が生じる可能性がある。窓口が地方経済産業局のみである場合、こうした計画変更への迅速な対応が困難となるおそれがある。 【改正の必要性】本事務を都道府県に移譲すれば、市町村の申請から認定までの所要期間は1ヶ月程度に短縮でき、地方経済産業局との調整に係る旅費、人件費等の低減にもつながる。また、大分県における「スタートアップ支援機関連絡協議会(県、商工団体、金融機関等)で組織、年間1,500件の創業相談を受け、うち400件が創業を実現」などの全県組織から市町村への情報提供も可能になることから、法の趣旨、地域の実情に即した円滑な事務が行えるものと思われる。	【再掲】 【4【総務省】 (2)産業競争力強化法(平25法98)(経済産業省と共管) (1)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (2)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	699	産業振興	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、徳島県	経済産業省、総務省	A 権限移譲	産業競争力強化法第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲された。第114条 創業支援事業計画の変更等 第137条3項 報告書の徴収 第140条1項6号 主務大臣等	【具体的支障事例】創業支援事業計画の認定に際し、国が全国約1700の市区町村のきめ細かな実情を把握することは現実的ではなく、計画認定に向けた指導・助言等のフォローアップを的確に行うことは難しいと考えられる。 国の第一回認定(3月20日)では、2月4日に説明会を実施、2月7日に近畿経済産業局に素案を提出、2月14日に中小企業庁に計画を提出という、極めてタイトな日程であり、このため大阪府内で6市がこのスケジュールに関合わなかった。都道府県に認定権限があれば、下記理由(※1)で十分対応できたと考えられる。 さらに、中小企業白書(2013年版 p.47 ※2)で示されているように、創業者のマーケットは市区町村エリアを超えており、都道府県レベルの創業支援施策と密接に連携した取組が求められる。しかし、現行制度においては、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化を行うことができない。 【制度改正の必要性】計画策定にあたり複数の市区町村による共同申請ができるが、第1回・第2回認定において、各々2件しかなかった。創業者のマーケットの広さは多種多様であり、現行制度では創業者のマーケットに合わせた市区町村の組合せを一律で構成することはできないため、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化が不可欠である。 行政効率的な観点からも共同計画が策定されるべきであるが、都道府県が認定を行えば、場合によっては地方自治法上の様々な連携手続(機関等の共同設置、事務の委託等)で、市区町村間のより強固な絆づくりを誘導することも可能である。 【都道府県が認定を行うことによる効果 ※1】現行制度で所管が複数の省庁に関係する内容が含まれた場合、各所管省庁との調整に時間を要すると想定される。一方、都道府県はあらゆる分野に対し、計画策定に係る指導・助言から認定までの手続を一元的かつ円滑に行うことができる。申請者もある市区町村にとっても事務の効率化ができる。 ※2 創業者が目指している今後の市場について、「地域需要創出型」では全体の80%以上が市区町村のエリアを超えている。(同一市町村19.6%、同一都道府県39.1%、全国38.2%、海外	【再掲】 【4【総務省】 (2)産業競争力強化法(平25法98)(経済産業省と共管) (1)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (2)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	277	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省、国土交通省、総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則(一般規則)第1条の3	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し	高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。	【制度改正の必要性等】 水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。 水素エネルギーの普及拡大を図る上で、2015年から市販される燃料電池車に安定的、かつ安価に水素を供給する必要があるが、設置基準が厳しいことで、欧米に比べ、設置コストが5~6倍となっており、設置事業者にも多くの負担となっている。このため、安全性が確認された事項については、欧米並みのコストで水素ステーションが設置できるよう、規制を緩和する必要がある。国は平成27年中に全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまっている。 本県では、平成26年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉県水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に普及に関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やかに実施する必要がある旨の意見が出された。 高圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。	【総務省】 (4)消防法(昭23法186) 液化水素スタンドに係る消防法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  【参考】 6【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204) 水素ステーションの設置に係る基準(一般高圧ガス保安規則(昭41通商産業省令53)等)については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)等に基づき、平成27年に予定される水素ステーションの普及開始に向け、検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (v)液化水素スタンドに係る建築基準法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み(建築基準法施行令の一部を改正する政令(平26令232)、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備の基準を定める件(平26国土交通省告示1203)】 また、二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンドに係る基準の整備については、規制改革実施計画に基づき、高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。
26年	110	消防・防災・安全	指定都市	浜松市	総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和	消防組織法第45条第1項、第49条第2項及び第3項 緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る等細補助基準の廃止又は緩和	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条に規定されている、県及び指定都市が補助金の交付を受けるための基準(交付額が9,500万円以上)について、基準の廃止又は緩和を求めるもの。	【支障事例】 消防組織法第45条に規定される緊急消防援助隊(以下「緊援隊」)の車両整備に交付される緊急消防援助隊設備整備費補助金については、同補助金交付要綱第3条において、指定都市にあっては、交付額が9,500万円(以下「基準額」)に満たない場合は、交付決定を行わないこととされている。 本市では、緊援隊の車両更新は毎年1~2台程度必要だが、これに係る算定額が基準額に満たないため、当該補助金を活用できない。(添付「参考①・②」) このため、更新の先送り等により更新年度を集中化しなければならず、平成19年度以降は更新期間を市長に対して対応している。今後、平成28年度及び平成33年度に更新を集中させ整備せざるを得ない見通しであり、関係車両以外の車両等の更新時期にも影響を及ぼすとともに、老朽化による年間の車両維持管理費の増大や、更新の先送りが困難な場合は、全額市費による更新を余儀なくされている。 ※他の指定都市にも同様の課題が見られる。 【制度改正の必要性】 基準額の廃止又は緩和により、当該補助金を実情に即した形とすることで、上記の課題を解決し、各自自治体における緊援隊の計画的整備に大きく資するものとなる。ひいては、平成30年度を目標とする緊援隊の規模増強の計画達成につながるものと考え。(添付「参考③」)	【総務省】 (10)緊急消防援助隊設備整備費補助金 指定都市に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付基準については、近時の指定都市の行政規模を踏まえ、緩和の方向で見直しを行う。	
26年	233	消防・防災・安全	指定都市	熊本市	総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条 消防組織法第44条、第45条、第49条 緊急消防援助隊に関する政令第6条	緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用し、緊急消防援助隊登録車両の更新に合わせ、車両の更新を行っている。 しかしながら、財政状況が非常に厳しい中で、指定都市にあっては、補助金採択基準(交付額ベース、以下同じ)が9,500万円以上と高額であるため、当該補助金を活用し車両更新を行う際に苦慮している。 そのため、緊急消防援助隊登録車両の整備に対しては、等し交付決定が受けられるよう、補助金採択基準の廃止をお願いする。	【支障事例】 指定都市消防本部は、緊急消防援助隊として多くの部隊を登録しており、全国各地で発生する大規模災害に率先して部隊を派遣し、被災地での救助救援活動に貢献しているところである。 緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する事業は様々なものであるが、消防車両の整備が主なものである。 本市は近年指定都市へ移行したが、指定都市移行前においては、水槽付ポンプ車1台(3,000万円程度)でも当該補助金を活用して購入できていた。 しかしながら、指定都市移行後においては、補助金採択基準が9,500万円に変更されたため、補助対象費用で1億9,000万円以上が必要となり、1台2,500万円程度のポンプ車や救急車では、更新する台数を年度に集中させるか、梯子車(1億7,000万円程度)や救急工作車(9,000万円程度)などの高額な車両と共に更新するなどの手法をとる必要がある。 このように、緊急消防援助隊設備整備費補助金について、補助額採択基準額が指定都市移行後には50万円、9,500万円の10倍となり、補助金の要望ができていない状況のため、消防車両の整備に支障をきたしている。	【再掲】 【総務省】 (10)緊急消防援助隊設備整備費補助金 指定都市に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付基準については、近時の指定都市の行政規模を踏まえ、緩和の方向で見直しを行う。	
26年	629	消防・防災・安全	都道府県	長崎県	総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和	消防組織法第44条第1項、第5項	緊急消防援助隊の要請方法の見直し	緊急消防援助隊は、大規模災害で都道府県内での対応が困難な場合、県域を超えた消防の応援体制であり、原則としては消防組織法第44条第1項により、緊急消防援助隊を要請する場合は、都道府県知事を通じ、消防庁長官へ応援要請をすることとなっている。なお、緊急消防援助隊運用要綱第6条第2項で都道府県知事と連絡を取ることができない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする。とされている。 しかしながら、緊急消防援助隊の応援要請は、県内での広域応援体制では消防活動が対応できない大規模な緊急性のある活動要請であり、消防管理者は市町村長であることから、都道府県知事を經由せずに直接消防庁長官へ要請を出すことが効果的である。 なお、市町村長から直接消防庁長官へ要請した状況を都道府県知事へ通知・報告することにより、都道府県の応援体制も可能となるものと考えられる。	【支障・制度改正の必要性】 緊急消防援助隊は、大規模災害で都道府県内での対応が困難な場合、県域を超えた消防の応援体制であり、原則としては消防組織法第44条第1項により、緊急消防援助隊を要請する場合は、都道府県知事を通じ、消防庁長官へ応援要請をすることとなっている。なお、緊急消防援助隊運用要綱第6条第2項で都道府県知事と連絡を取ることができない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする。とされている。 しかしながら、緊急消防援助隊の応援要請は、県内での広域応援体制では消防活動が対応できない大規模な緊急性のある活動要請であり、消防管理者は市町村長であることから、都道府県知事を經由せずに直接消防庁長官へ要請を出すことが効果的である。 なお、市町村長から直接消防庁長官へ要請した状況を都道府県知事へ通知・報告することにより、都道府県の応援体制も可能となるものと考えられる。	【総務省】 (2)消防組織法(昭22法226) 緊急消防援助隊の応援要請に係る市町村長、都道府県知事及び消防庁長官の間における情報提供について、消防の応援等に関する要綱等において明確化する方向で検討し、平成26年度中に結論を得る。
26年	315	運輸・交通	都道府県	熊本県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の3第3項(条例)による事務処理の特例の効果 軌道法施行令第6条第1項 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県分が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議に係る国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県分が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項	軌道法関係の認可に係る(国(地方運輸局)への協議等に伴う、知事經由事務を廃止できるようにすること。	【支障】 本県では、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、軌道法施行令第6条第1項の規定による認可(軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項の規定により知事が行うこととされた認可に限る。)を熊本に移譲している。なお、本件事務は、熊本県の政令市移行(平成24年度)により、道路法の規定に基づき同市内の県道の管理が同市に移管されたことを受けて、事務の合理化を目的に25年度から移譲した。しかし、当該認可に伴う国への協議は、同法第252条の17の3第3項の規定により、知事を經由することとなり、十分な事務の簡素化に繋がっていない。 【制度改正の必要性】 經由事務が廃止された場合、市、県及び九州運輸局担当課間の文書の往復に要する期間(2~3週間程度)が短縮されると考えられる。なお、この期間短縮については、軌道事業者(熊本交通局)及び同市都市建設局土木管理課も要望しているところである。 【その他】 軌道法関係の協議に限れば、全国的にも事務移譲対象市町村数及び協議件数が少ないこと、また、軌道事業者による地方運輸局担当課との事前相談が慣例化していることから、本件經由制度が廃止されても、国の行政機関の負担増には繋がらないと考えられる。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	880	運輸・交通	指定都市	広島市	国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	地方財政法第5条	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に対する起債制限の緩和	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に係る地方自治体が負担する財源に対して地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行う。	新交通ネットワークについては、平成6年8月、広域的な拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約18.4kmのASTラムラインが開業しており、現在は、ネットワークの広域化を目指し、JR山陽本線と結ぶ白鳥新駅の整備を平成27年春の開業を目指して推進するとともに、広域公園駅前からの延伸整備について、「利便性とコスト節約の両立」の観点からルート・構造の見直しを進めている。 その一方で、ASTラムラインは今年で開業後20年を迎え設備等の老朽化が進み、今後、設備機器の更新が本格化していくことになる。 こうしたことから、交通事業者(広島高速交通㈱:広島市出資比率51%)が実施するインフラ外施設の整備や設備更新に対する地方負担を軽減するため、地方負担額についても、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限の緩和が必要である。 (詳細は別紙1を参照。)	
26年	881	運輸・交通	指定都市	広島市	国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	地域公共交通の活性化及び再生に関する事業に対する起債制限の緩和	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業と同様、連携計画事業(コミュニティ・レール)について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行う。	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業には、地方債の特例が認められていることに鑑み、これらの事業の性格と同様と思われる連携計画事業(コミュニティ・レール)についても、補助制度をより有効活用するために、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、連携計画事業においても「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第12条と同趣旨の特例を設けることにより地方債の制限の緩和を行うことで、地域公共交通の更なる利便性の向上を図る。 (詳細は別紙2を参照。)	
26年	9	その他	一般市	新見市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第46条	国政選挙への電子投票の導入	特例法の制定により国政選挙での電子投票の実施を可能にする。	本市では平成14年2月に施行の「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」に基づき、市長・市議選挙における電子投票を実施している。 これまで計4回の電子投票に成功しており、開票事務の迅速・効率化、無効投票の減少、投票方法のバリエーション化という効果を実証し、電子投票の信頼性はゆるぎないものとなっている。 現行の法制下においては、電子投票で実施する地方選挙と、自書式投票で実施するしない国政選挙が混在することから、住民から戸惑いとともに全ての選挙での電子投票の実施を望む声が多く寄せられているところである。 また、国政選挙への電子投票導入が認められていないことが、導入を検討している多くの自治体の障壁になっており、現状のままでは、電子投票制度の普及は遅々と進まないばかりか、制度を維持することも困難になるのではないかと危惧するところである。 なお、国政選挙への導入によって、開票時間の大幅な短縮や無効票の減少などの有効性が広く有権者に浸透することで、導入に対するコンセンサスが得られやすくなると考えており、電子投票が広く全国に普及することで経費節減にも寄与するものと考えている。	
26年	56	その他	都道府県	愛知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第202条、第203条、第206条及び第207条	市町村選挙における争訟手続の見直し	市町村が管理執行する選挙における異議の申出において市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選管を被告として、裁判所に訴訟を提起することができるよう、公職選挙法を改正された。	【現状】 市町村の自治事務である市町村長又は議会議員の選挙に係る選挙無効及び当選無効の訴えについては、市町村選管に対する異議の申出(公選法202①、206①)、都道府県選管に対する審査の申立て(公選法202②、206②)を経て、都道府県選管の裁決に不服がある場合は、都道府県選管を被告として高等裁判所に訴訟を提起することができる(公選法203、207)こととなっている。 【制度改正の必要性】 都道府県選管が審査庁として介在し、また、市町村の選挙に係る訴えであるにも関わらず都道府県選管が被告となることは、都道府県の知事又は議会議員の選挙に係る同様の訴えにおいて都道府県選管への異議申出の後、直ちに都道府県選管を被告として出訴できることと比較して不均等であり、市町村の自主・自律の観点から、このような制度は見直されるべきである。 【支障事例】 なお、平成18年5月に執行された愛知県内の市議會議員補欠選挙における事例では、選挙の効力を争う異議申出に対する市選管の決定を経て、県選管に対し審査申立がなされ、最終的には平成18年3月の最高裁の判決をもって選挙の無効が確定した。	【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) 市町村の議会の議員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手続(202条、203条、206条及び207条)については、市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選挙管理委員会を被告として訴訟を提起できることについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	331	その他	都道府県	群馬県	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第202条2項、第203条、第206条2項、第207条	市町村選挙における争訟手続の見直し	県選管が実施している市町村選挙に対する不服審査制度を廃止し、市町村選管への異議申し立て後直ちに提訴できる仕組みとすべし。	①地方自治法の改正により都道府県選挙管理委員会は市町村選挙管理委員会の指揮監督権を有しない。 ②市町村の選挙について実権を最も把握しているのは当該市町村の選挙管理委員会であり、訴訟上の当事者主義にもかなう。 ③市町村選挙管理委員会の決定に不服がある者が直ちに高等裁判所に市町村選管を被告として訴訟を提起することができるようにすることは、争訟のスピードアップにつながり、当事者双方にとってもメリットがある。	【再掲】 【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) 市町村の議会の議員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手続(202条、203条、206条及び207条)については、市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選挙管理委員会を被告として訴訟を提起できることについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	332	その他	都道府県	群馬県	総務省	B 地方に対する規制緩和	政治資金規正法第20条第4項、第20条の2第2項	政治資金収支報告書のインターネットでの提出は、法定発注事務の処理基準において、3年ネット公表の公表期間の制限撤廃	政治資金規正法に定める収支報告書のインターネットでの提出は、法定発注事務の処理基準において、3年ネット公表の公表期間の制限を撤廃すべき。	①本県では収支報告書の文書保存期間を5年とし、閲覧期間の3年を超えるものについての公開は、公文書開示請求により対応している。 ○平成22年度請求件数(請求対象団体数) 34団体分 ○平成23年度請求件数(請求対象団体数) 7団体分 ○平成24年度請求件数(請求対象団体数) 3団体分 ○平成25年度請求件数(請求対象団体数) 請求なし ※複数の団体の閲覧等請求の場合もあり、請求ベースでは件数は上記より減少する。 ②インターネットによる提出期限を文書保存期間と合わせることで、情報の透明性向上と公開手続きの簡素化、利便性向上につながる。 ③政治活動の透明性の確保の観点から、政治団体の活動内容を国民の監視下におくということは政治資金規正法の立法趣旨にもかなうものである。 ④事務上の支障を考慮しても、長期間にわたって収支報告書を公表することで得られる利益は大きく、かつ、法解釈の変更によって容易に達成できる事項である。 ⑤都道府県の判断で可能な限り公表しおけるよう、制限(法解釈上の取扱い)を撤廃された。	
26年	66	その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の2第4項	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	地方自治法において、広域連合が国に移譲を要請することができる事務は、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、同法の規定を改正し、「当該広域連合の事務に密接に関連する」を削除し、幅広い事務の移譲を要請できる仕組みの構築を求める。	関西広域連合は、関西2府5県における広域行政を担う責任主体として平成22年12月に設立された。設立から3年以上が経過し、7つの広域事務を始めとした課題に、構成団体が一丸となって取り組んできた。 今後更なる広域行政に取り組むため、直轄道路、河川の管理権限の移譲など、国が実施している様々な事務・権限について移譲を求めている。 しかし、当該規定により移譲を求めることができる事務は、関西広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されることから、地方自治法に基づく国への事務移譲の要請ができない。	
26年	831	その他	都道府県	兵庫県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の2第4項	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	地方自治法において、広域連合が国に移譲を要請することができる事務は、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、同法の規定を改正し、「当該広域連合の事務に密接に関連する」を削除し、幅広い事務の移譲を要請できる仕組みの構築を求める。	関西広域連合は、関西2府5県における広域行政を担う責任主体として平成22年12月に設立された。設立から3年以上が経過し、7つの広域事務を始めとした課題に、構成団体が一丸となって取り組んできた。 今後更なる広域行政に取り組むため、直轄道路、河川の管理権限の移譲など、国が実施している様々な事務・権限について移譲を求めている。 しかし、当該規定により移譲を求めることができる事務は、関西広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されることから、地方自治法に基づく国への事務移譲の要請ができない。	
26年	67	その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の3第2項	広域連合の規約変更手続きの弾力化	地方自治法において、広域連合が規約変更を行うにあたっては、総務大臣許可を要しているが、同法を改正し、協議を廃止し報告にかえるなど規約変更手続きを弾力化することを求める。	規約変更を行う場合、総務大臣の許可が必要となるが、総務大臣許可の際には関係行政機関の長への協議が必要となっている。 当該協議には相当の期間を要し、その間、広域連合が処理する広域行政課題への的確かつ迅速な対応に支障が生じるおそれがあるため、協議を廃止し報告にかえるなど、規約変更手続きを弾力化し必要がある。	
26年	832	その他	都道府県	兵庫県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の3第2項	広域連合の規約変更手続きの弾力化	地方自治法において、広域連合が規約変更を行うにあたっては、総務大臣許可を要しているが、同法を改正し、協議を廃止し報告にかえるなど規約変更手続きを弾力化することを求める。	規約変更を行う場合、総務大臣の許可が必要となるが、総務大臣許可の際には関係行政機関の長への協議が必要となっている。 当該協議には相当の期間を要し、その間、広域連合が処理する広域行政課題への的確かつ迅速な対応に支障が生じるおそれがあるため、協議を廃止し報告にかえるなど、規約変更手続きを弾力化し必要がある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	320	その他	一般市	萩市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第96条第1項第13号	自動車事故の損害賠償金額が一定額以下のものに関する議会の議決事項の例外化	議会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第13号「法律上その職務に属する損害賠償の額を定めること」の規定に、自動車事故に係る損害賠償事件について、損害賠償金額が一定額以下のものを議決事項から除外する法改正	地方自治法第96条第1項第13号の規定により、普通地方公共団体が、国家賠償法、民法等により損害賠償の義務を負う場合、その損害賠償の額の決定については、すべての事案について議会の議決を得ることとされているが、自動車事故に係る損害賠償の額については、自賠責保険基準、裁判・弁護士基準等により算定され、市が恣意的に決定することは困難である。また、実際に業務上で発生する自動車事故による損害賠償事案は、金額が少額のものの方が大部分であることから、自動車事故に係る損害賠償額を定めることについては、一定の金額以下のもは議決対象から除外する措置をお願いしたい。	
26年	564	その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第96条第1項第12号	支払督促への異議申立てによる訴訟の提起に係る議会の議決事項の例外化	民事訴訟法第395条規定の支払督促への異議申立てによる訴訟の提起については、議会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第12号の例外とし、首長が行えることとする。	訴訟の提起は、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決事項となっている。一方、民事訴訟法第395条でも、債権者の申立てに基づき裁判官が支払督促を支払督促に対し、債務者から異議の申立てが行われた場合、支払督促の申立て時に遡って訴訟の提起があったものとみなされ、「支払督促」から「訴訟」へ移行する。これに伴い、裁判所の指定期限(訴訟移行後1ヶ月半程度)までに、議会の議決又は地方自治法に基づく知事専決の手續を終了して訴訟手数料を納付することが必要となる。ところが、議会開会中は法179条による専決処分を行うことができます、あらかじめ法180条に基づく指定を受けていない団体では、議決日以前に指定期限が経過し、訴訟が却下される事案の発生が懸念される。支払督促は、請求が金銭債権やその代替物に限られ、異議申立てによる訴訟は自治体の債権実現の手段としてその是非を判断する余地はないと思われることから、議会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第12号の例外とし、首長が行えることとする。なお本県において、支払督促への異議申立てによる訴訟が議会の委任による専決処分事項となっていない理由(地方自治法第180条に基づく指定を受けていない理由)は次の通りです。 ① 議会の委任による専決処分事項の指定の提案権は議員に専属し、地方自治体の長には提案権がないこと ② 異議申立てによる訴訟提起の事案が少なかったこと	
26年	706	その他	都道府県	鹿児島県	総務省	A 権限移譲	地方自治法第95条の5	新たに生じた土地の告示事務の権限移譲	地方自治法では、市町村の区域内に新たに土地が生じたとき、市町村長はこれを確認し、都道府県知事に届出を行い、都道府県知事は直ちにこれを告示しなければならない。この事務については、全国的に特例条例による権限移譲が進んでおり、また、告示の迅速化、手續の簡素化の観点から市町村へ権限移譲を行うべきである。事務の実績 平成22年度:5市町村において14件 平成23年度:1市町村において1件 平成24年度:5市町村において15件	地方自治法に基づき、市町村の区域内に新たに土地が生じたときは、市町村長はこれを確認し、都道府県知事に届出を行い、都道府県知事は直ちにこれを告示しなければならない。この事務については、全国的に特例条例による権限移譲が進んでおり、また、告示の迅速化、手續の簡素化の観点から市町村へ権限移譲を行うべきである。事務の実績 平成22年度:5市町村において14件 平成23年度:1市町村において1件 平成24年度:5市町村において15件	
26年	147	その他	都道府県	鳥取県、京都府	総務省	A 権限移譲	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条 無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分届出の移譲	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条(補足事項)に定める移動通信用鉄塔施設・設備の財産処分届出の届出の受理権限を都道府県に移譲する。	当該補助金の財産処分届出の内容は、移動通信サービス対象地域の拡大や、通信の高速化により地域住民等利用者の利便性向上を図るための機器更新に係る財産処分届出がほとんどで、技術的なチェックを要しないものである。しかしながら現在は、財産処分に係る届出先が総務省とされているため、都道府県を経由する必要があるが、都道府県への申請から総務省の届出受理までに概ね2週間程度の時間を要しており、結果として利用者の利便性向上に時間を要している。(総務省からの届出受理連絡を待って、その旨市町村に通知している) については、届出の受理権限を都道府県に移譲し、申請者(市町村)及び都道府県並びに総務省における事務手續の簡素化を図り、事務処理期間の短縮、ひいては利用者の利便性向上を図る必要がある。	4【総務省】 (3) 移動通信用鉄塔施設整備事業 財産処分届出受理権限については、都道府県及び市町村の意見を踏まえ、都道府県に移譲する方向で、権限移譲の対象とする財産処分範囲等の検討を進め、平成27年中に結論を得る。
26年	351	その他	都道府県	徳島県、京都府、兵庫県、鳥取県	総務省	A 権限移譲	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分届出の移譲	移動通信用鉄塔施設・設備の財産処分承認権限を都道府県に移譲する。	補助金の交付を受けて整備された移動通信用鉄塔について、事業者が利便性向上のための機器更新を行う場合、処分許可年限未了のものは、財産処分届出が必要となる。鉄塔・鉄柱本体は処分制限期間が40年と長い。通信事業者は鉄塔・鉄柱本体を利用して、MOVAからFOMA、LTEへと時代のニーズに応じて無線通信設備の機能・エリアの拡張や変更を急速に進めており、その都度、国への届出が必要となっている状況にある。通信事業者によっては、毎年、何十件も機器更新を行う場合があり、都道府県を経由して、その都道府県への届出が必要となる。鉄塔に関する機器更新の届出については、権限を都道府県におろすことで、住民の利便性向上やエリア拡大を迅速かつ効率的に行うことが可能となる。(他の国の補助事業の財産処分の場合とは、処分性質を異にする)もちろん、鉄塔本体の処分のような重大な資産の財産処分については、これまでどおり届出が必要とすべきであると考えます。権限委譲に伴う期間の短縮について、都道府県に権限を委譲することにより、全体で1ヶ月以上の期間がかついていたものが、約2週間以上の期間短縮が可能となる。	【再掲】 4【総務省】 (3) 移動通信用鉄塔施設整備事業 財産処分届出受理権限については、都道府県及び市町村の意見を踏まえ、都道府県に移譲する方向で、権限移譲の対象とする財産処分範囲等の検討を進め、平成27年中に結論を得る。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	201	その他	一般市	花巻市	総務省	B 地方に対する規制緩和	定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総務省第39号総務事務次官通知)	定住自立圏構想推進要綱に定める「中心市」の要件	定住自立圏構想における「中心市」の要件として昼夜間人口比率等が定められているが、当該要件を満たさない市であっても、中心市宣言を実施しようとする団体については、中心市として位置づけを可能とする。	定住自立圏構想推進要綱は、中心市と近隣市町村が自らの意思で協定を締結し、形成される圏域ごとの「集約とネットワーク」の考え方に基づき、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的としている。 中心地の要件には、①人口が5万人程度(少なくとも4万人を超えていること。)、②昼夜間人口比率が1以上、③合併市町村に対する特例措置等が規定されているが、夜間人口に対する昼間人口が1人で少ない場合には、中心市として要件を欠くこととなり、本制度を活用した住民の居住確保対策や地域の魅力向上対策が展開できない現状である。 そこで、人口要件と同様に夜間人口比率についても要件に幅を持たせ、「昼間人口を夜間人口で除した数字が1以上又は概ね1程度」とすることによって中心市宣言をしようとする市の後押しをすることが必要である。 本市の具体的な現状は、別紙のとおり	6【総務省】 定住自立圏構想推進要綱 定住自立圏構想における中心市の要件については、連携中枢都市圏構想における連携中枢都市の要件も参考に検討を進め、平成27年度中に結論を得る。
26年	298	その他	都道府県	福島県	内閣官房、総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第5項及び第8項	国民保護計画の変更に係る内閣総理大臣への協議の廃止	都道府県が国民保護計画を作成、変更する際は、あらかじめ総務大臣を経由して内閣総理大臣への協議が義務付けられているが、この協議を廃止する。	【根拠条文】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第5項 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。 【提案事項・支障事例】 各都道府県の国民保護計画を変更する際、現状では、総務大臣・内閣総理大臣への協議(年に1度の閣議決定)を経ることされており、その変更作業は内閣府から示されるスケジュールに沿って進めることとなっている。年に一度の閣議決定に間に合わない変更内容は、計画に具備することができず、次の閣議決定まで変更することができないため、適宜時期を捉えた変更が困難な場合がある。このことから、国民の生命、身体及び財産を保護するための計画の変更を迅速に決定できるよう、協議を不要とした。なお、同じ国民の生命、身体及び財産を保護する目的で策定している地域防災計画は、平成23年度に第1次一括法により内閣府総理大臣への協議が不要とされたことから、都道府県の国民保護計画も内閣府総理大臣等への協議を不要とし、速やかな策定・変更を行うことができるようにしていただきたい。	6【総務省】 (9) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16法112)(内閣官房と共管) 都道府県知事が都道府県の国民の保護に関する計画を変更するときに行う内閣総理大臣への協議(34条5項及び8項)については、年に複数回、協議の機会を設けると、都道府県が当該計画を適時に見直すことができるよう対応する。
26年	614	その他	都道府県	長崎県	総務省	B 地方に対する規制緩和	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令第1条第1項	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例の拡大	現在定められている後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例対象地の指定を無くす。	【支障事例】 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例の適用地域は事業によって条件が付され、治山施設及び地すべり防止施設の工事に際しては、一級河川または二級河川の流域におけるものに係る補助事業のみが対象となっている。しかし、離島半島を多く抱え海岸に面した集落の保全が大半を占める本県では、施工箇所によっては対象とならない事業が大半となるため、その特例の対象を地域全体に広げることができないが、本県では平成24年度に92箇所での治山事業を実施したが46箇所が対象となったものの残りの半分に当たる46箇所については対象外となった。対象外となった46箇所の内訳は本土2箇所、半島18箇所、離島部26箇所となっており、半島・離島部を多く抱える本県においては折角の特例措置も十分に活用できていない状況である。 【現況】 H24年度の事業実績は別紙のとおり。	
26年	680	その他	指定都市	横浜市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方財政法第5条第5項	地方債対象事業の拡充	民間事業者による公共施設整備(株式会社による保育所整備など)補助に要する経費、公共施設の維持補修に要する経費、基本設計等の建設に係る事務的経費等への起債充当を可能とすること	横浜市では、施策推進と財政健全性のバランスをとりながら地方債を活用しているが、地方債は地方財政法により充当対象の制限があり、地方債の対象となる新規の施設整備から対象とならない保全への移行、扶助費の増加等による所要一般財源が増加している中では、今後、予算全体の収支を合わせるための財源が確保できない状況が生じかねない。地方が自主的・自律的に地方債発行総額を決定するにあたり、充当対象事業の選択肢を増やすことが必要。 保育所待機児童ゼロに向け、株式会社の手入を進める等の取組を行っているが、他団体への補助に限定されており、株式会社に対する補助には地方債を充当できないため、財源の確保が困難となる恐れがある。(例:保育所整備 27件 約7億円(26年度予算・一般財源ベース)、その他小規模多機能型居宅介護事業所、グループホームも株式会社で整備している例あり(26年度予算は全額国費又は県費だが、今後市費負担が発生する可能性あり)) 公共施設の長寿命化に資する大規模修繕は起債対象だが、それ以外の維持補修費についても施設を耐用年数まで活用するために必要な経費であり、平準化により安定的な財政運営が可能となる。(公共施設の保全費計 約9.12億円(26年度予算・一般財源ベース)) その他、基本設計など建設に係る事務的経費等についても、地方債の対象として拡充することにより、自主的かつ安定的な財政運営が可能となる。(例:施設等整備費1,835億円に対し、基本設計約15億円等(26年度予算・一般財源ベース))	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	813	その他	都道府県	兵庫県、和歌山県、徳島県	総務省、内閣府	B 地方に対する規制緩和	官報及び法令全書に関する内閣府令第1条 地方自治事項の官報掲載事項の掲載廃止	地方自治事項の官報掲載業務を廃止すること。 【支障事例】 官報掲載事項については、総務省あて紙原稿で3部送付することとなっている。特に人事異動については、国の行政機関等に係る職員と併せて官報に掲載されるため、発令日から1週間以内に原稿送付をしなければ掲載されないなど、事務処理上時間の制約がある。 【改正の必要性】 官報掲載事項については、東公報に掲載することで、住民等関係者への周知は行えるものであり、HPで全国どこからでも原公報閲覧が可能となっている現在においては、官報に掲載する意義は薄い。従って、事務の効率化の観点から、官報掲載事項の掲載廃止(義務付けの廃止)を提案する。 【調整結果】 H23:6件、H24:9件、H25:4件(いずれも選挙結果及び人事異動)	6【総務省】 (12)「地方自治事項」の官報掲載(内閣府と共管)[再掲] 「地方自治事項」の官報掲載については、地方公共団体に官報掲載義務がないことを改めて明確化する。 【措置済み(平成26年8月6日付け総務省大臣官房総務課通知)】		
26年	833	その他	一般市	三鷹市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る市町村の窓口業務に 住民基本台帳関係事務に 住民基本台帳関係事務に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について(法務省関係)平成25年3月28日付法務省民一第317号「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(通知)」	住民票の写し等の交付請求に対する交付・不交付の決定や請求等に関する審査以外の業務については、「市町村の適正な管理下」にあれば民間事業者が行うことができることとされている。また、戸籍謄抄本の交付請求や戸籍の届出に際して事実上の行為又は補助的行為については市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制であれば民間事業者がその業務を行うことができることとされている。ICTの活用を含めて本庁舎の市民課職員と連携し適正な管理下又は臨機適切な対応ができる体制があれば、必ずしも同一施設内に市職員が常駐しない場合でも業務の委託をすることができるようにしていただきたい。	本市においても市政窓口において業務委託を実施しているが、ICTの活用を含めて職員が(遠隔)で適正な指示を行うことにより、職員が常駐する場合と同様に、不測の事態等に際しても臨機適切な対応が可能と考える。	6【総務省】 (6)住民基本台帳法(昭42法81) 住民基本台帳関係事務に係る市町村の窓口業務を民間事業者へ委託する場合については、民間事業者の従業員の事務処理に目が届く状態で管理する措置や、異例・困難な事案が生じたときに市町村職員自らが事務を掌握し、処理する措置など、「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に民間事業者に委託することができる業務の範囲について」(平成20総務省自治行政局市町村課等)における措置と同様の措置が常に実現されるような仕組みが構築されるのであれば、必ずしも同一施設内に市町村職員が常駐しない場合であっても業務委託は可能であり、その旨を市町村に周知する。	
26年	834	その他	一般市	三鷹市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る市町村の窓口業務に 住民基本台帳関係事務に 住民基本台帳関係事務に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について(法務省関係)平成25年3月28日付法務省民一第317号「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(通知)」	住民票の写しや戸籍等抄本などの証明書等の交付については、本人等が取得する場合には、交付・不交付の決定や請求内容等の審査においても困難でないと考えられるため、証明書等の交付において交付・不交付の決定や請求内容の審査を民間事業者が行うことができるようにしていただきたい。	証明書等の交付については、自動交付機やコンビニ交付も普及している状況である。 異例ないし困難な事例については、職員が決定や審査を行うこととし、平易な事案については委託することが可能と考える。		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	835	その他	一般市	三鷹市	総務省	B 地方に対する規制緩和	平成20年3月31日付総行市第75号、総行自第38号、総行企第34号「住民基本台帳関係の事務に係る市町村に窓口業務に関して民間事業者へ委託することができる範囲について」	住民基本台帳関係事務における委託事業者によるコミュニケーションサーバ端末の操作に係る規制緩和	民間事業者が住民基本台帳事務に関してコミュニケーションサーバ端末の操作は認められないとされているが、民間事業者による操作も可能としていただきたい。	住民基本台帳カードを利用した証明書等のコンビニ交付の普及などにより、現在、住民基本台帳カードの利用が伸びている。住民基本台帳カードの継続利用やコンビニ交付等の手続きは住民異動の手続き併せて申請されることが多く、窓口業務の委託を行っている市政窓口等の施設においては、コミュニケーションサーバ端末(以下「OS端末」という。)の操作を職員が行わなければならないことから、手続に来られた市民をお待たせすることにもつながりかねない状況となっている。セキュリティに関しても平成26年5月以降は、全国の自治体においてOS端末の生体認証が導入されるなど、操作ログも適正に管理されている。OS端末の操作を委託事業者においても使用可能とすることで、住民サービスの向上や内部事務の効率化につながるものと考えている。	
26年	950	その他	知事会	中国地方知事会	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条に準じた条項の追加)	地方公共団体に おける複数落札入 札制度による調達 の可能化	地方公共団体が需要量の多い物品等又は特定役務の調達を行う場合に、複数落札入札制度による調達ができるようになる。	本県流域下水道から発生する下水汚泥については、収集運搬及び処分を民間事業者への業務委託(特定調達契約)により実施している。当該業務については、その需要量が年間約14,500t(約55t/日)と多く、また毎日発生する下水汚泥を継続かつ安定的にリスク分散を図りながら処分する必要がある。しかし、県内事業者については、その処理能力が5t~10t/日程度しかなく、県内事業者のみで全量を処分することができない。また、県外事業者については、処理能力は35t/日以上あるが、県内事業者より約1割程度処分費が高く、処分費用の抑制という観点から課題がある。このことから、1割ではなく複数の事業者がそれぞれの処理能力に応じて発注でき、かつできるだけ処分費用が抑制できる入札制度として複数落札入札制度が適切と考えている。しかし、国が特定調達を行う際には認められている複数落札入札制度が地方公共団体では認められていないことから、やむを得ず通常の一般競争入札により処分方法ごとに分割して業務委託を発注しており、事務量も多くなっている。以上より、地方公共団体においても複数落札入札制度が実施できるよう、政令の改正を求めるものである。なお、複数落札入札制度の実施が可能となった場合、入札件数を現在の5件から2件にまとめることができ、入札に要する事務の効率化を大幅に図ることができる。	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) 地方公共団体の調達における複数落札入札制度については、国における複数落札入札方式による調達の実施や、地方公共団体の意見を踏まえて検討を進め、平成27年度中に導入する。
26年	57	土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	総務省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項	過疎地域自立促進特別措置法の廃止	県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、同意を得ることとされているが、この同意を要する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への提出制度に改める。	【現状】 過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議を要するものとする」と定められている。 【支障事例】 自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を要している。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することになるため、市町村は方針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられている。 【制度改正の必要性】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。 【求める措置内容】 については、地方の主体性を尊重し、国の関与を見直し、手続きの簡素化を図るべく、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は廃止すべきである。なお、過疎地域自立促進特別法と同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき「山村振興基本方針」に関する国への協議はすでに廃止されている。	6【総務省】 (8)過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(農林水産省及び国土交通省と共管) 都道府県が策定する過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議については、その迅速化を図るため、事前協議と正式協議の手続の一本化について検討を進め、平成27年中に結論を得る。
26年	227	土地利用(農地除く)	都道府県	宮城県	総務省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項、第7項 平成22年12月22日付け総行通第145号、22年度第1730号、国都地第71号	過疎地域自立促進市町村計画の変更に関する協議の一部簡略化	過疎地域自立促進市町村計画の変更に関する協議は必要なものうち、事業を中止した場合又は大幅な事業量の減があった場合については、協議から提出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地域市町村において事業の見直しに伴い、おおむね毎年変更の手続きを行っている。この変更の手続きは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。一方で文言の修正等形式的な変更又は軽微な変更については、変更の手続きを省略して差し支えないものとしている。そこで、都道府県への協議が必要なもののうち、事業の中止又は大幅な事業量の減については、予算の増額が伴うものではなく、市町村が主体的に判断することが可能であり、仮に規制緩和がなされ、変更後の計画への提出のみとなっても、遺漏なく事務を実施することは可能であると思われるため、市町村の事務量を削減するために軽微な変更として取り扱い、変更の手続きを協議から提出のみとするように求めるもの。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	243	農地・農業	都道府県	広島県	農林水産省、国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基金整備の促進に関する法律第4条第5項	農林業等活性化基金整備計画の作成・変更する場合は、農林業等活性化基金整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基金整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。	【制度改正の必要性】 農林業等活性化基金整備計画の作成・変更にあたっては、都道府県知事の同意が必要な事項は、農林業等活性化基金整備計画の実施に関する事項と計画の一部であり、本法自体が、市町村が中心となって地域の自主性を生かす農林業その他の事業の振興を図ることを目的とされている。市町村の基金整備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後の事業を早期に実施することが可能となる。 【懸念の解消】 本法令による義務付けによる調整以外での調整を行っていることとあり、本法令による義務付けの必要性がないと考える。	6【総務省】 (7) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基金整備の促進に関する法律(平5法72)「農林水産省及び国土交通省と共管」 特定農山村地域である市町村が作成又は変更する農林業等活性化基金整備計画に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条8項)については、当該計画の内容のうち、農林水産省が所管する事項(2条3項3号)に係る事項以外の事項に関しては、同意を要しない協議とする。
26年	326	その他	都道府県	大分県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方財政法第5条の3	地方債協議制度から届出制度への移行	現在、実質公債費比率が18%以上の団体は許可団体、18%未満の団体は協議団体、16%未満の団体は届出団体(=協議不要団体)となり、民間資金の借入れに当たっては協議をすることを要しないとされている。地方、公的資金については、届出制度の対象外であり、協議制度が残されている。今年度は届出制度導入3年目に当たることから、届出制度をさらに拡大し、①公的資金についても、届出制度の対象とするとともに、②届出団体の要件を16%未満から18%未満まで拡大することを求める。	【改正の必要性】 協議不要団体が9割を超えているものの、届出実施団体が2割に達していない現状を考慮すると、地方分権の推進の観点から届出制度をさらに定着させるための制度の拡充が必要である。 ①届出実施団体が増加していない理由の一つとして、総務省や都道府県への協議・届出の時期やその事務手続きが異なるため、結果として二重の手間が必要となる点が挙げられる。公的資金にも届出制度を導入することで、事務の軽減が図られる。なお、公的資金については、財政融資資金確保のため、財務省で事前に毎月の借入額を把握する必要があるが、公的資金を協議制度から届出制度に移した場合でも、別途借入れ希望調査を実施して必要な情報を補うことで、「地方債発行タイミングの自由度の拡大」という届出制度のメリットは維持できる。 ②また、実質公債費比率が18%と16%という種々の幅を挟んで3つの制度に分かれているが、特に本県のように、16%前後の団体については、毎年度協議と届出で区分が変わることがあり、決算数値が確定するまでは届出が協議が決まらず、事務的な障が大きい。18%と16%で財政健全化の状態が大きく異なることは考えられず、18%に一本化し、区分の簡素化を図るべきである。 (現行) 民間資金 16%未満=届出、18%未満=協議、18%以上=許可 公的資金 18%未満=協議、18%以上=許可 (見直し案) 民間+公的資金 18%未満=届出、18%以上=許可	6【総務省】 (3) 地方財政法(昭23法109) 地方債の発行に関する国の関与の在り方(5条の3等)については、地方公共団体、市場関係者等の意見を踏まえ、地方債の信用維持等の観点に留意しつつ、届出制度の対象範囲等について検討を進め、平成27年度中に結論を得る。
26年	565	その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第17条、第18条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の整備)	地方公共団体と民間企業との間の交流促進及び交流採用の可能化	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	国では、平成12年3月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」という。)が施行され、国と民間企業の双方の人事交流システムが整備されている。この人事交流は、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員を自らの従業員として雇用する「交流派遣」と、国が期間を定めて民間企業の従業員を補助の国家公務員として採用する「交流採用」から成っており、交流する者は、期間中、それぞれ交流先に採用され、期間終了後は派遣元の業務に復帰する仕組みとなっている。こうした透明性・公開性が確保された公正な手続きのもと、公務の公正な運営を確保しつつ、国の機関と民間企業との人事交流を通じて、相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能な制度となっている。 一方、地方公共団体については、官民人事交流法のような制度がなく、地方公務員法の範囲内での任用とせざるを得ず、それゆえ、企業との雇用関係を維持したまま自治体に任用することが不可能となっており、民間企業の従業員を、身分の安定や守秘義務を担保した上で権限を行使する業務に公事させることができない。また、地方公務員の身分を有したまま民間企業に雇用されることもない。こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、地方公共団体においても、地方公務員法の改正や、また、地方公務員法によらずに任用できるような抜本的な見直しである、官民人事交流法と同様の制度を創設することが必要である。	
26年	368	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	A 権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に關し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべきエネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。これらの取り組みにより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取り組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況を把握することができないため対象を重点化する事ができます。また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定されている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	4【総務省】 (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業所等)が一都道府県の区域内のみにあるものに限る。に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	260	消防・防災・安全	指定都市	相模原市、浜松市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲	現行、自衛隊への派遣要請は都道府県が行うこととされているが、災害現場の状況を直接知りうる基礎自治体であり、かつ、都道府県と同等の規模能力を有する指定都市へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 近年のゲリラ豪雨など、局地的、即時的な自然災害が増加している状況を踏まえると、人命が脅かされる災害が発生し、それが市町村の対応能力を超えることが明白になった場合、広域調整を要し、災害現場の状況を知りうる市町村がいち早く災害派遣要請を行うことができるよう、自衛隊法を改正すべきであると考えられる。 それを基本としながら、以下の考え方により、まずは指定都市にその権限を移譲する必要があると考える。 指定都市は基礎自治体である一方で、道府県と同等の権限を有していること。 日ごろから、訓練等を通じ、自衛隊、警察、医療機関等との情報の共有や連携を円滑に遂行できる環境を整えていること。 指定都市には、道府県による出先機関などの行政支援機能がほとんど置かれておらず、また、土木事業をはじめ、災害時の対応につながる事業についても、指定都市がその多くを行っていることから、道府県が指定都市の状況を把握し難い状況にあると考えられること。	
26年	430	消防・防災・安全	中核市	郡山市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与	浸水被害による住民の孤立化、大雪における道路の除雪等などの地域のみが直接的に把握できる被害に限定し、市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるよう権限を付与し、都道府県へ事後報告とする。	【提案事項・制度改正の必要性】 自衛隊法第83条第1項に「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のために必要がある場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。」と示されている都道府県知事の自衛隊への災害派遣の要請権限について、浸水被害による住民の孤立化、大雪による災害において道路の除雪等を速やかに行う場合などに限定し、災害救助活動をより迅速かつ的確に行うため、地域の被災状況を最も把握し、警察、消防等関係機関との連携により、市民の生命、身体及び財産を守る被災市から直接、自衛隊の派遣を要請できるよう権限を移譲すること提案する。  詳細については別紙あり。	
26年	628	消防・防災・安全	都道府県	長崎県	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	自衛隊に対する災害派遣の要請手続きの都道府県知事から市町村長への権限移譲	自衛隊への災害派遣の要請手続きを、都道府県知事から直接市町村長まで拡大する権限移譲	【支障・制度改正の必要性】 現状では、自衛隊法第83条第1条により、災害発生後、人命・財産の保護のために必要がある場合、市町村長が都道府県知事に依頼し、自衛隊への災害派遣要請をすることが原則となっている。しかしながら、市町村合併も進展し、区域が広域化するとともに、災害の種類の多様化、大型化している中で、より迅速に効率的に対応するためには、市町村長の権限として、直接災害派遣要請ができることが求められようとする。 台風や大雨などの風水害はある程度の予測・準備の対応は可能であるが、地震や大規模な事故などの対応は特に緊急性を要するので、避難勧告、避難指示の権限を有する市町村長の判断のバックボーンとなるものとする。 市町村長へ権限を拡大しても、同時に都道府県知事への通知や報告を行うことで、都道府県の応援や協力体制も可能になるものとする。	
26年	683	消防・防災・安全	指定都市	横浜市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条 災害対策基本法第68条の2	自衛隊の災害派遣要請権限の全市長への移譲	市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるようとし、派遣要請は都道府県に事後報告することとする。	【制度改正の必要性】 大規模災害発生時においては、72時間以内の人命救助に象徴されるように、迅速な応急対策が求められる。 【制度改正による効果】 事態を最も把握している現場の被災市の長である市長から、取りまとめ役の県を経由することなく、直接、自衛隊に対して災害派遣を直接要請できる権限が付与されれば、大規模災害発生時の通知事務の効率化や迅速な派遣要請の実施につながり、住民の生命を守るための救助活動等も、より迅速な対応となることが見込まれる。 【懸念の解決策】 なお、本提案は、災害対策法の前提である「地方公共団体による広域的な対応を行っても解決できない場合」を崩しておらず、要請をするときは、既に地方公共団体では対応できない状況で、迅速性や事務の効率化を最優先に考えるべきであることから、都道府県知事のみが災害派遣要請を行う合理的な理由はない。また「要請が集中する」との懸念については、そのような状態は甚大な被害が想定される災害であり、権限移譲による弊害ではなく、むしろ画において情報収集が遅くなる要因となるのではない。	